

平成30年第2回定例会（12月議会）

教育公安委員会（分科会）会議録

書記 飯坂 諭 録

招集年月日時 平成30年11月27日（火曜日）

議会運営委員会終了後

招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

1 議案第206号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

2 議案第207号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

3 議案第224号

交通事故に係る和解について

4 議案第225号

交通事故に係る和解について

5 請願第2号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

6 請願第7号

秋田県の高等学校再編計画の見直しの検討について

7 請願第11号

高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について

8 請願第22号

教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について

9 請願第24号

国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について

10 請願第25号

特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について

11 請願第51号

私学助成に関する意見書の提出について

12 付託案件以外の教育委員会及び警察本部関係の所管事項

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

1 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会及び警察本部の関係部門）

平成30年11月27日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項（趣旨説明・質疑）
- 2 会議録署名員の指名
- 3 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時30分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
総務課長	今川聡
警察本部長	森末治
警務部長	海江田達也
警務部首席参事官（兼）総務課長	阿部清喜
警務部参事官（兼）総務課長	佐々木恒

委員長

ただいまから、教育公安委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての会議録署名員には、大関委員、薄井委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらをごらんの上、審査日程案について御意見を申し上げます。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

審査日程案について、御意見等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

以上で日程協議を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月7日、金曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午前10時32分 散会

平成30年12月7日(金曜日)

本日の会議案件

1 分科会会議録署名員の指名

2 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算(第5号)(警察本部の関係部門)(趣旨説明・質疑)

3 議案第224号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案(趣旨説明・質疑)

4 議案第225号

交通事故に係る和解について(趣旨説明・質疑)

5 警察本部関係の付託案件以外の所管事項

(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	菅原博文
副委員長(副会長)	高橋武浩
委員(分科員)	北林康司
委員(分科員)	大関衛
委員(分科員)	渡部英治
委員(分科員)	薄井司
書記	
議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時52分 開議

出席委員

委員長(会長)	菅原博文
副委員長(副会長)	高橋武浩
委員(分科員)	北林康司
委員(分科員)	大関衛
委員(分科員)	渡部英治
委員(分科員)	薄井司

説明者

警察本部長	森末治
警務部長	海江田達也
生活安全部長	古屋義和
刑事部長	菊地毅
交通部長	坂本幸一
警備部長	湊信

警務部参事官(兼)首席監察官	平間伸司
警務部首席参事官(兼)警務課長	三浦潔
警務部首席参事官	高橋一
警務部首席参事官(兼)会計課長	阿部清喜
生活安全部首席参事官(兼)生活安全企画課長	武田達也
刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長	泉浩毅
交通部首席参事官(兼)交通企画課長	佐藤和人
警備部首席参事官(兼)警備第一課長	武藤良
警務部参事官(兼)総務課長	佐々木恒
生活安全部参事官(兼)地域課長	松井信博
交通部参事官(兼)運転免許センター長	納谷貴志
生活安全部少年女性安全課長	小松辰弥
交通部交通規制課長	三浦稔
警備部警備第二課長	佐藤正人

委員長(会長)

ただいまから、教育公安委員会及び予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、大関分科員、薄井分科員を指名します。

それでは、警察本部関係の議案の審査を行います。議案第224号、議案第225号を一括議題とします。

また、分科会では議案第191号のうち、警察本部の関係部門について審査を行います。

警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

委員長(会長)

初めに、予算関係の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

警務部首席参事官(兼)会計課長

【議案〔6〕及び補正予算内容説明書により説明】

委員長(会長)

以上で報告は終了しました。ただいまの説明についての質疑を行います。

大関衛委員(分科員)

春先早めに工事を行ってもらうのは非常によいことであり、6,000万円を限度額として設定してもらったのですが、具体的な箇所はこれから決めるのですか。

交通部長

そのとおりです。

大関衛委員(分科員)

これは各警察署から上がってきた箇所をこれから絞り込んで、春先早めに対応するという理解でよろしいですか。

交通部長

そのとおりです。各警察署からの上申、さらには雪が解けてから現場を見た上で優先順位をつけて実施することとしています。

渡部英治委員（分科員）

アスベストの関係で確認します。限度額が変わっているわけですが、これは当初から想定できなかったのか、その辺はどうなのですか。

警務部首席参事官（兼）会計課長

アスベストの関係については、平成29年の4月に厚生労働省から通知が出され、それから調査を開始しています。この仕上げ塗り材が関係する施設は71棟あり、現在調査済みは3棟です。その内の1つである川尻総社宿舎については既に改修工事が終わっています。残りは外扇ノ間、水林の職員宿舎となっています。残りの68棟については、今後調査を実施することとしています。

渡部英治委員（分科員）

残り68棟の調査は結構時間を要するのですか。大体のめどはどうなっていますか。

警務部首席参事官（兼）会計課長

アスベストの除去作業はかなりの時間と資金が掛かりますから、計画的に実施することとしています。

北林康司委員（分科員）

私も聞こうと思ったのです。時間掛かるのは分かるのですが害があるものである以上は、できるだけ財政当局と相談しながら、早めにやらなければいけないのではないかと思うので、そこは是非頑張ってもらいたい。

警務部首席参事官（兼）会計課長

北林委員の御指摘のとおり、財政当局とも協議しながら早めの対応を実施したいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、議案第224号及び議案第225号についての審査を行います。

関係部長の説明を求めます。

警務部長

【議案〔8〕及び委員会提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で報告は終了しました。ただいまの説明についての質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の議案についての質疑を終了します。

警察本部関係の請願・陳情等はありませんので、次に所管事項の審査を行います。

警務部長

【にかほ警察署の統合計画の修正案について提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。

北林康司委員（分科員）

にかほ警察署の統合の件で、修正案の説明を行っていますということでしたが、説明会においてはどのような意見が出ていますか。

警務部長

修正案の公表後については、従前頂いていたような治安維持そのものに関する不安の声は聞かれなくなっています。他方で、市であるのに警察署がないと、県外企業などから治安に不安を抱かれる、あるいは1市1署体制を維持するために、にかほ署の機能は強化すべきという御意見も承っています。

北林康司委員（分科員）

今言われた1市1署体制は、今後はどうするのですか。それは維持するのか、あるいは今回のように変更していく形になっていきますか。

警務部長

既に県内でも1市町村に1つの警察署を維持する体制にはなってございませんので、県警全体の勢力を適切に配分するという観点から警察署の配置を考えてまいりたいと思っています。

北林康司委員（分科員）

人口がどんどん減っていく中において、安全、安心の体制をどうつくり上げていくかは、やはり先の先まで、ある程度シミュレーションすべきだろうと前回の委員会でも申し上げてきました。これはこれで、にかほ市の皆さん方はある程度安心されたのかと思う反面、やはりもう少ししっかりとした案を最初から出していただければ、いろいろな問題が生じなかっただろうという感じがします。署員の人数を20人から40人に、「ばっと」また戻すということは、一般の県民からすると「えっ、何だ、最初からそうすればよいじゃないか」という話になりかねない。あるいは、これからいろいろ警察を合理化していくに当たって、やはりそういう大きな運動が出ればまた見直すのかという話になりかねないので、その辺はしっかりと筋を通していくような形をとっていただきたい。そうでないと、これからもまた、先ほど申し上げたとおり人口がどんどん減っていく中、合理化案を出していくときに、いろいろ課題が出てくると思いますので、その辺はしっかりとした方針を立てていただきたい。そこを強く要望しておきます。

渡部英治委員（分科員）

私も今北林委員の趣旨と同じような内容になると

と思いますが、まずいろいろな説明会などを行ったり、要望書をきちんと尊重したと。ある意味では住民に寄り添った一つの英断かと思っていますが、今もお話がありましたように、20人から40人体制、しかも内容は管理部門を合理化する。中身的にはそんなに変わらないのではないかなという感じで、当初の統合の目的と考えていた部分と少し乖離が出てくるのではないかという心配も逆にあるのですが、その辺はどう考えていますか。

警務部長

統合計画は修正しましたが、署長、次長、警務、会計といった管理部門を合理化して、その人員をほかに活用することは可能ですので、修正後においても一定の統合の効果はあると考えています。

渡部英治委員（分科員）

たしか当初の計画の中では、幹部交番として由利本荘署と統合することで逆に治安が強化されるという大きな目的があったのですが、その辺については全く変わらないと理解してよろしいですか。

警務部長

御指摘のとおりで、由利本荘署の管轄内になりますので、従前の由利本荘署が持っている体制や勢力をにかほ市内で運用することが可能になります。

渡部英治委員（分科員）

あともう一点伺います。先ほどの部長の説明では、修正案に対する住民の反応として、今後のことで二、三点意見が出たようですが、大筋では修正案を歓迎しているという理解でよろしいのでしょうか。

警務部長

歓迎しているとまで言えるかどうかは別ですが、従来からの修正案以前からの住民の皆様の御意見も総合しますと、御理解を示す意見をおっしゃってくださる方もおられます。例えば駐在所や幹部交番が残って、免許更新などの住民の皆さんに直接かわる手続きが今までどおりできるのであれば、実際上の不便はないので問題ないとか、人口減少時代の流れであり、やむを得ないといった感想をおっしゃっていただいている場合もございます。

渡部英治委員（分科員）

これからまだ住民説明も残っているのですが、いざれ丁寧な説明と理解を得るといふ部分、更には納得してもらうことが一番大事だと思いますので、これからもきちんと対応してほしいと思います。答弁は要りません。

薄井司委員（分科員）

当初案が130人体制で、修正案が140人体制になっており、トータルで10名増えています。これは新たに配置する箇所が必要でそうなったのですか。

警務部長

これは、図にございますように交通係、捜査係、生活安全係といった部門について、従来案はこれを縮小することを考えていたものを、縮小せずに現在いる人員数を維持することにしたため、合計数が少し増えているものでございます。

薄井司委員（分科員）

幹部交番の部分については分かりますが、最終的に由利本荘警察署管内という、大きなくくりの中で、恐らくこの統合をやっていくのだと思うのですが、それで最終的に増員になるということは、どういう考えからそのようになったのでしょうか。

警務部長

済みません。少し説明が足りておりませんでした。失礼しました。由利本荘警察署が140人と申しておるのは、にかほ幹部交番を含めた由利本荘署全体の人数でございます。従前説明しておりましたのは、由利本荘署は現在約100人体制であると。にかほ警察署は約45人を40人体制に減らすというもので、足し算すると約145人体制であったのですが、にかほ警察署については一部縮小する部分を縮小せずに維持するとして増えたものを勘案しますと、合計としては140人体制になるというものです。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、当初の145人の案から140人になったという認識ではないですか。

本部長

現在由利本荘警察署は約100名の体制であり、にかほ警察署は約45人の体制であります。これを当初の統合案では、にかほ幹部交番も含めて約130人の体制とするのが以前の計画でしたが、今回見直したことにより、統合後の由利本荘警察署は約140人の体制となります。したがって、現状は由利本荘警察署とにかほ警察署合わせますと145人の体制ですが、統合後は約140人となり、差し引き約5名が減少となるものです。

委員長（会長）

この件に関してはよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ほかの所管事項について何かございませんか。

北林康司委員（分科員）

外国人労働者をこれから受け入れていく話の中で、今まで行方不明になった方や亡くなった方がいるという記事を見て少しびっくりしました。行方不明の話は前々から聞いていますが、本県の実情はどうだったのか、お分かりの範囲で教えてください。

刑事部長

結論から申しますと、当県で取り扱っている変死人は、昨年、今年の実数はゼロということになっています。ただ、1件、今年公海上で病変した子供

がおりました。外国国籍なのですが、この方が日赤病院（秋田赤十字病院のこと）に搬送されまして亡くなったという事案がありますが、この事案は県警としては特に変死人としては扱っていないということで、繰り返しになりますが、外国人の死体取り扱い数はゼロという状況です。

北林康司委員（分科員）

技能研修で日本に来られて行方不明になった方が、他県ではたくさんおられるわけですが。逃げたという表現がよいのかどうか分かりませんが、本県ではどうだったのですか。

生活安全部長

行方不明者の総数は今年10月末で398人であり、この中の技能実習生の行方不明者数は13人となっています。そのうち1人は本国への帰国が確認されています。

北林康司委員（分科員）

1人保護されて、外の12名はどういう状況にあるのですか。

生活安全部長

これにつきましては――

北林康司委員（分科員）

行方不明だから分からないということですか。

生活安全部長

行方不明として手配はしていますが、現在どこにいるかは分からない状態にあります。

北林康司委員（分科員）

現在技能研修で働いてくれている皆さんはどのくらいいるのですか。

警備部長

県の統計によれば、昨年（平成29年）12月末現在で769人が県内で技能実習として働いているという統計がございます。

北林康司委員（分科員）

その人たちは、特にトラブルのようなものはない状況ですか。

刑事部長

技能実習生の犯罪検挙の関係で申し上げますと、今年10月末現在、技能実習生が罪を犯して検挙された事例はございません。

北林康司委員（分科員）

いろいろ議論がある中で、国が方向を示しました。これからどんどん入ってくるだろうと思います。別にそれをどうこういう以前に、ヨーロッパ等では大変大きな事件にもなったりした経緯もあります。皆さん方とすれば、外国人労働者が秋田県にどのくらい入ってくるだろうかということを前提として、これからその想定等々の計画といたしますか、シミュレーションもされるわけですか。

本部長

現在国会で入国管理法の審議がなされているところですので、今後につきましては労働局等や県からも情報を集めて、私どもで県内の治安を維持するためにどのような体制が必要かということを検討する必要はあると考えています。現時点では、具体的な人数等、詳細は判明しておりませんが、外国人ですので、様々な取り扱いの際に言葉が通じないということで、通訳体制の強化であるとか、また日本と生活習慣等も異なりますので、そういったものから発生するトラブルの防止などの対応もしていかなければならないと考えています。

北林康司委員（分科員）

労働力不足によってそういう法律が通ってくる。本県もそういう懇談会が開かれていると聞いていますし、当然入ってくるものだろうとは思いますが、一方では集団化すると大変怖いという形もありますので、是非そういう意味も含めながら、皆様方のところでシミュレーションをしていただければということをお願いしておきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

私からは、最近の特殊詐欺の件で質問したいと思っております。最近、警察官や金融庁職員に成り済ますといった事案が4月から4件ほどあり、最近では、直接警察官を名乗ってキャッシュカードによる300万円の被害があったようです。県民からすると、やはり非常に信用できる警察官や行政の方を名乗った事案が増えている現状をどう認識していますか。

刑事部長

委員御指摘のカードすりかえの封筒を使う新手口によってだまし取るという案件については、今年秋田県警においても4月以降4件、金額にして約600万円の被害を受けています。この手口については、昨年はありませんでしたが、一昨年も1件、やはりキャッシュカードをだまし取るということで、当初は詐欺罪で入っていたのですが、結果的に窃盗罪で処罰している案件がございます。

従来から犯人グループは、当然現金を下ろしたり取ったりするリスクを回避するために、今回のように封筒に入れてその発覚を遅くし、被害者が気づかないうちに他県あるいは遠く離れた所でキャッシュカードを使い金を下ろすという手口になってきています。数は少ないのですが、今後やはり手口が増えていくことも予想されますので、その辺は今後生活安全部とも連携しながら、この種の手口の掲示、広報をして未然防止を図っていきたいと考えているところです。

渡部英治委員（分科員）

状況については分かりました。警察官が頼りになるということは県民が一番感じていると思いますが、そういった中で、本会議で北林委員から五城目警察

署員によるトラブルについて確認され、本部長が事実関係を認めながら大変遺憾であるというコメントも出ていますが、この事案については、本部長が答えて何日か経過しますが、何か事実が確認できた部分がありますか。

警務部参事官（兼）首席監察官

五城目警察署の警察官が、11月22日に秋田市の飲食店におきましてトラブルを起こしたことは事実であります。署員のけがや飲食店の備品の損壊については承知をしているところでありますが、本件につきましては現在捜査、調査中ですので、詳細な事項についてのお答えは差し控えたいと思います。御理解のほどよろしく申し上げます。

渡部英治委員（分科員）

要するに本部長が答えた内容と変わっていないということですが、ただ県民の方々から聞かれるのは、ではいつごろがめどになるのか、あるいはこのまま終わってしまうのか、引き続き事実関係を確認しながら——やはりショッキングな事案で、一般の方のいわゆる職場内のけんかとは少し違うという見方をする方もおるのです。このままでは終わらないと思いますが、いずれきちんと事実関係を調べながら対応していく姿勢には変わらないのか、そこだけ確認したいと思います。

警務部参事官（兼）首席監察官

本件事案につきましては、早急に事実を特定すべく捜査、調査を実施しているところであり、事実関係を正確に把握した上で、公表につきましても適切に判断をしまいたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

先ほどカードの話がありました。来年10月から消費税が増税になり、なおかつカードで決済すればポイントがどうかといろいろな——やはりカードの利用者数がどんどん増えてくるとも予測されますが、それに伴ってポイントをごまかすとか、何と表現してよいか分かりませんが、この種の事件が増えそうな感じが私はするのですが、皆さんはどう思っていますか。

生活安全部長

いわゆるサイバー犯罪という形で捉えています。先日も当県警で、他人に成り済ましてTポイント（カルチュア・コンビニエンス・クラブが展開するポイントサービスのこと）を他県で利用したという被疑者を詐欺で逮捕しています。これが1件だけではなく、余罪があるような取り調べの状況になっています。最近やはり誰しもがこういったカードを持っている状況ですから、こういう被害は増える可能性があり、県民に対しても周知していく必要があると考えています。

北林康司委員（分科員）

私も絶対に多くなる感じがする。とにかくやろうとする人たちは、いろいろな法の目をくぐり抜けてやる。今お話があったように、是非その対策についても十分検討していただくようお願いしておきたいと思います。

薄井司委員（分科員）

今サイバーの話が出ましたが、このサイバー犯罪について、秋田県ではどういう状況になっているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

生活安全部長

サイバー犯罪と一言で申し上げますが、その内容を若干説明しますと、コンピューターあるいは電子的記録を対象とした犯罪、それからネットワークを利用した犯罪、それから不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反などが挙げられますが、中には青少年育成条例違反など、検挙して初めてネットワークを利用しているということで、サイバー犯罪と判明するものもあります。県警では、発生状況という形でまとめた数字はございませんが、サイバー犯罪に関する相談については数字が出ています。今年になりまして、10月末までで943件の相談がございます。主なものとしては、詐欺、悪質商法に関するものや、インターネットオークションに関するもの、それから名誉毀損、誹謗中傷等に関するものです。この中から内容によっては事件化して検挙するものもございます。

薄井司委員（分科員）

実際、新聞にはそんなに出てこないのですが、事件になって検挙している状況にはあるということですか。

生活安全部長

事件で逮捕した場合は広報していますし、新聞の片隅に載っています。この事件の検挙数を申し上げますと、今年の10月末で47件、30人を検挙しています。その主な内容が、先ほど申しましたTポイントを活用した詐欺、あるいは、著作権者の許諾を受けずにDVD等をコピーして、それを販売した著作権法違反の事件でも検挙しています。

薄井司委員（分科員）

恐らく悪質だという判断で検挙され、今後そういうポイントを集める人達は多くなってくると思うのですが、そういう人達に対する対策などは具体的にはどういう——やはり発生してから対応することになりますか。それとも、発生する前に対応していく姿勢なのか、考えを教えてくださいたいと思います。

生活安全部長

発生したものにはもちろん対応しますが、サイバー犯罪対策室等での対応、そのほかに各警察署においてもサイバーパトロールを実施して、そういった事案がないか、常日ごろから目を光らせているとこ

ろです。

やはりこういった事案は、日々変化して高度化、複雑化していますので、県民に対する防犯意識を高めるための啓発活動も行っています。主なものを申し上げますと、今年の9月2日にイオンモールにおきまして、サイバーセキュリティ2018 in 秋田を開催し、サイバーセキュリティに関する寸劇やポスターコンクールを行ったりしていますし、また県内のプロバイダーやIT企業等で構成する秋田県サイバー防犯連絡協議会に協力を依頼し、会員のホームページや行事を利用した広報啓発活動なども行っているところです。

薄井司委員（分科員）

分かりました。やはり身近にあるということやそういう形で十分に周知していただければ、意外と気づかないところで、そういうものが迫ってきていると思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一点、最近新聞等でもよく拝見し、今裁判もやられている、あおり運転の関係なのですが、あおり運転で検挙された事例は県内にありますか。

交通部長

あおり運転につきましては、正式な定義づけはございませんが、一般論として、進路を譲るように前車との車間距離を詰めたり、無理に追い越そうとする行為、さらには行為がエスカレートして、急な割り込みや、その後に急なブレーキをかける、あと他車の走行を妨害する行為が含まれると理解しています。

このような中、今年10月末現在でそのようなあおり運転をされたという110番通報が245件ほどあります。高速道路で3割弱、一般道路で7割強という状況ですが、その中で今年把握しているものは、酒気帯び運転で2件、それから追い越し違反で2件、それから車間距離不保持1件という状況です。また酒気帯びにつきましては、乱暴な運転やふらつきがあるので、あおり運転ではないかということで、現場に出向したところ飲酒運転だったということです。また、追い越し違反は、はみ出し禁止のところでは追い越した違反であり、車間距離不保持、いずれも高速道路でのことでしたが、いずれも、ドライブレコーダーを活用して検挙したという状況です。

そのほかにも違反として認定できないものもございまして、口頭による指導、注意が79件ほどある状況です。

薄井司委員（分科員）

分かりました。今の裁判が大変注目されている状況だと思います。私も秋田自動車道をよく通るのですが、やはり前の車との距離が縮まったりする場合は非常に多く、そういった場合に高速の車両がすぐ接近している状況で、もしかすれば後ろの車がい

らいらしているのかと時々感じることもあります。そういったことがそういう運転につながっていくのかという不安があったものですから、これからの対応と申しますか、そういったことに対する恐らく啓発活動が中心になると思いますが、これからのことについて何かありましたら、教えていただきたいと思っています。

交通部長

あおり運転に関しましては、高速隊でも取り締まりということで、車間距離を測る機械によって取り締まっているところです。そのほか高速隊で毎月キャンペーンをやっており、その際に「あおり運転行為を受けたら」というチラシを配布し、広報啓発しています。慌てずに安全な場所で通報しましょうということです。

さらに、運転免許センターにおきましても、免許の更新時にパンフレットを配布しまして、あおり運転を受けたら安全な場所で通報しましょうということや教本の中には、このような行為をするとあおり運転になるので、しないようにという内容が記載されているところです。

さらに、各警察署におきましても、日ごろの安全教育、講習の機会を利用して、被害を受けた場合の対応、さらにはあおり運転に該当するような行為ということで、広報啓発しているところです。

高橋武浩委員（分科員）

他県の例ですが、移動式のオービスで結構取り締まりの件数が増えて事故防止につながったという事例があるのですが、本県の場合も移動式のオービスを、昨年導入されたと思うのですが、その稼働状況と申しますか、検挙率がどれぐらいあったのかなど、差し支えなければお知らせいただければと思います。

交通部長

今年の4月から運用を開始していますが、統計的には9月末の状況です。これまで89回ほど実施しており、検挙が162件という状況です。

高橋武浩委員（分科員）

例えば高速道路であれば30キロ以上であれば撮影されると聞いているのですが。

交通部長

移動式のオービスにつきましては、一般道路で取り締まりしており、これまで国道などということで、測定場所と停止場所が必要だったわけですが、なかなか通学路、住宅街など場所を確保できないところで運用するというので、機器を設置して、そこに警察官が1人、2人いればよろしいし、車両を停止する必要もないということで、住民の要望を踏まえて、そのような今までできなかった通学路や住宅街等の場所を実施している状況です。

北林康司委員（分科員）

最近の自転車事故等はどんなものですか。

交通部長

自転車の交通事故につきましては、10月末の状況であります。発生件数が162件で、前年比マイナス18件であります。死者は4人であり、プラス2人となっています。さらに、けが人につきましては158人で、前年比マイナス20人という状況です。

北林康司委員（分科員）

これからみぞれや雪が降ってきても結構自転車を運転する人がいます。特に年配の人が多いです。倒れそうになる状況もよく見受けられますので、注意を喚起や指導をしていただくような……。考えられない雪道を自転車で走っている。足がないと言えそうですが、その辺を十分注意して指導していただければと思います。

交通部長

これまでも街頭指導をしています。委員御指摘のとおり、雪が降ってシャーベットの状況であっても比較的年配の人が利用している状況がありますので、事故防止等のためにも声かけをして、広報啓発に努めたいと考えています。

菅原博文委員（分科員）

五城目署に関する事案なのですが、新聞では乱闘とか、けんかなど、かなり物騒な表現の仕方をされていましたが、その新聞を見た県民の中には、自分に優しくて県民に厳しいということで見えらっしゃる方も多いと思うのです。それで、今首席監察官からいろいろ説明があり、まだいろいろ取り調べ中ということなのですが、どうしてそんなに調査が長くかかっているのかというのが県民の思いだと思います。その辺はどのように受けとめていますか。

警務部参事官（兼）首席監察官

いずれ現在調査中ということで、調査、捜査が尽くされる前に御説明をすると、不正確な内容を申し上げることにもつながりかねませんので、現段階では詳しい説明は致しかねるところです。今後は、県民の方々の信頼を回復すべく努めてまいりたいと考えています。

菅原博文委員（分科員）

いろいろな事案があるのですが、そんなに長くかかるのかというのが一般的な見方だと思うのです。これは年を越してという形になりますか。

警務部参事官（兼）首席監察官

できるだけ早急に事実関係について調査をしていく方向で考えています。

菅原博文委員（分科員）

そこまでしか答えられないのであれば、やはりこれからは自分に厳しく県民には優しい県警であってほしいと思いますので、早めの対策をお願いしたい

と思います。

大関衛委員（分科員）

調査結果が出ないと、なかなかやはり議論のしようがない。ただ、本部長答弁にあったように、そういう事案があったということなので、これから年末年始、警察署の中でもお酒を飲む機会が多くなるでしょうから、その辺の注意喚起だけはやはり警察本部からしたほうがよいのではないかと思います。本部長いかがですか。

本部長

私どもでも職員に対して、飲酒をする場合には県民の信頼を損ねることのないよう心得て飲酒するように平素から指導しているところではございますが、今回この五城目警察署員の事案もあつたこともあり、また年末でもあるということで、今後もしっかりと指導を徹底してまいりたいと考えています。

委員長（会長）

よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で警察本部関係の所管事項についての質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月10日月曜日、午前10時に委員会及び分科会を開き、教育委員会関係の審査を行います。

散会します。

午前11時49分 散会

平成30年12月10日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の関係部門）（趣旨説明・質疑）

2 議案第206号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

3 議案第207号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

（趣旨説明・質疑）

4 請願第2号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について（現況説明・質疑）

5 請願第7号

秋田県の高등학교再編整備計画の見直しの検討について（現況説明・質疑）

6 請願第11号

高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について（現況説明・質疑）

7 請願第22号

教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について（現況説明・質疑）

8 請願第24号

国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について（現況説明・質疑）

9 請願第25号

特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について（現況説明・質疑）

10 請願第51号

私学助成に関する意見書の提出について

（現況説明・質疑）

11 陳情第22号

学校教材の計画的な整備推進について（質疑）

12 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長） 菅原博文
副委員長（副会長） 高橋武浩

委員（分科員） 北林康司
委員（分科員） 大関衛
委員（分科員） 渡部英治
委員（分科員） 薄井司

書記

議会事務局議事課 飯坂諭
議会事務局政務調査課 高橋健
教育庁総務課 川田悟志
警察本部警務部総務課 高岡義明

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員

委員長（会長） 菅原博文
副委員長（副会長） 高橋武浩
委員（分科員） 北林康司
委員（分科員） 大関衛
委員（分科員） 渡部英治
委員（分科員） 薄井司

説明者

教育長 米田進
教育次長 太田政和
教育次長 眞壁聡子
総務課長 今川聡
総務課施設整備室長 保坂一美
教職員給与課長 嵯峨要
幼保推進課長 鈴木和朗
義務教育課長 石川政昭
高校教育課長 渡部克宏
特別支援教育課長 小林司
生涯学習課長 中山泰幸
生涯学習課文化財保護室長 近江谷正幸
保健体育課長 高橋周也
福利課長 高橋忠太郎

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第206号及び議案第207号以上を一括議題とします。

なお、分科会では議案第191号のうち、教育委員会の関係部門について審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に関係課、室長の説明を求めます。

総務課施設整備室長

【議案〔6〕、補正予算内容説明書及び委員会提出資料により説明】

教職員給与課長

【議案〔8〕、補正予算内容説明書及び委員会提出資料により説明】

義務教育課長

【補正予算内容説明書により説明】

生涯学習課長

【議案〔6〕及び委員会提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

説明に関する質疑を行います。質疑は、各課室ごとに行います。

施設整備室から行います。

薄井司委員（分科員）

教育施設の除却に関して伺います。かなり年数も経過している建物だと思うのですが、起債償還はかなり前に終わっているのですよね。

総務課施設整備室長

昭和40年代の前半の建物ですので、既に終わっていると考えています。

薄井司委員（分科員）

いろいろな建物が学校の敷地内に追加で設置されている状況もあり、そういう中でまだ残っている部分は適正に処理されていると思うのですが、残っている部分はまだあるのですか。

総務課施設整備室長

大館工業高校についてはもうありませんが、学校によっては大きな建物を建てる際にはやはり億単位でお金が掛かっていますので、そうしたところは起債を活用して建てている状況にあります。

薄井司委員（分科員）

教室棟と第一体育館、それから渡り廊下についてはもうとっくに償還が終わっているということでしょうか。

総務課施設整備室長

そのとおりです。

渡部英治委員（分科員）

確認だけなのですが、昨年大館市に譲与した部分と今回解体する分を合わせて大館市に譲与することでよろしいのですか。

総務課施設整備室長

今回解体する部分については、大館市には譲与しておりません。大館市のほうでこの部分は活用しないということと、実は解体する建物につきましては、耐震性の強度不足もございますので、そうしたことから県が解体して、残りの部分を大館市に活用していただくことで今回実施するものです。

渡部英治委員（分科員）

解体した後は、飽くまでも県の用地として残すということですか。

総務課施設整備室長

済みません。建物については県のものですが、土地についてはもう大館市に譲与していますので、大館市が公園の一部として活用することにしています。

渡部英治委員（分科員）

先ほど大館市の施設として活用するということがしたが、今はどういう状況になっているのですか。

総務課施設整備室長

先ほどもお話ししましたが、プールと創工館と書いています室内運動場については、市で実際に使えるようにしています。また、野球場、陸上競技場、多目的運動場についても、市民の方が利用できるようにしています。それ以外のところにつきましては、今年度第二体育館と格技場について工事を行う予定と聞いています。残りの管理棟や産振棟につきましては、その後に順次工事をして活用できるようにするとは聞いています。

渡部英治委員（分科員）

あとは、実際に活用できるようにするということが、始まるのは全部整ってからと理解してよいのですか。

総務課施設整備室長

飽くまでも順次工事していきますので、工事が終わったところについては順次開放していくことで考えているようです。

委員長（会長）

ほかによろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、教職員給与課の質疑を行います。何か、ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

よろしいですか。

では次に、義務教育課の質疑を行います。

薄井司委員（分科員）

人数の増等について、増えている部分の説明がありました。年度途中にこのぐらい増減があるので、その中身がどうなっているのか説明していただきたいと思います。

義務教育課長

2つに分けてお話をしたいと思います。少人数学習推進事業につきましては、予算を組む段階で、来年度それぞれの全県の小中学校で、一定の基準の中でどれくらい的人数が必要かという算定をします。ところが、4月1日になりますと、子供が転校したり、あるいは国立学校、県立学校に抜けていきますので、数が動いて、実際に必要な人数が減ってくる

状況になります。少人数学習推進事業につきまして、そういった形で非常勤講師の数が減ったものです。

それから、小中学校の非常勤講師の配置事業についてであります、この中には一昨年度から始めました早期退職の再雇用制度の非常勤講師の人数が関係しています。予算編成をするのは大体12月になりますので、その段階で小学校と中学校、それぞれ何人ぐらい辞めるのかという予想がなかなかつきにくい部分がございます。それで、今回は中学校のほうにやや多めにその人数を算定して盛ってしまったところ、実際は小学校のほうで辞めて、その事業を活用する方が予想以上に多くいたということで、中学校のほうは減額になり、小学校のほうは増額になったという内情です。

薄井司委員（分科員）

そうすれば、例えば講師が足りなくて予算が減ったとか、そういうことではないのですね。

義務教育課長

そういうことではございません。

北林康司委員（分科員）

古くからこの話がありました。やはり返還額がもっと大きいときがあり、予算査定をするに当たり、県の全体の予算枠があるでしょうから、こんなに余すのならばほかに使えるのではないかという議論がありました。いわゆる財政の硬直化につながらないかという話です。しかし、今言ったような説明を受けると、やむを得ないかなということがかつても議論したことがあるのです。今回はそれほどでもないが、やはり大きすぎるときがあり、それは退職者も含めてどれぐらいいるのかは、なかなか数字をつかみにくい話なのだろうが、やむを得ないのだろうね、教育長。

教育長

細かいところまでは、私ももちろん把握できているわけではありませんが、やはり人の動きは最後まで分からない部分があり、どうしてもこの時期になりますと、何でこんなという思いを抱かせる形で補正をお願いすることがあります。なるべく少なくするように、この後頑張らなければいけないと思いますが、事情は御理解いただければありがたいと思います。

北林康司委員（分科員）

分からないわけではないが、一方では我々が、例えばここに50万円、100万円付けてくれと言うと、なかなか付けてくれないが、一方では「どん」と補正するのは何だろうという思いは何回もしたことはあります。やむを得ないと言えばやむを得ないでしょう。分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

生涯学習課関係でなにかございますか。

大関衛委員（分科員）

先般、正副委員長会議で、総括審査の在り方について、数字的なことは常任委員会で、きちんと議論してもらいたいという申し合わせがあったと聞いています。ですから、きょうは数字的なことを聞くとお思いますので、できる限り教育委員会のほうでも御回答いただければと思います。そうでないと、常任委員会で議論が煮詰まりませんので——若干昨年の議論を踏まえて、私は生涯学習課の資料には不備があるような感じがしますので、聞きます。分かる範囲で後ろのほうも御協力をお願いしたいと前もって申し述べさせていただきました。

まず、債務負担行為について、昨年と同じ質問をさせていただいたのですが、それぞれの展示会の昨年の実績の一覧はございますか。

生涯学習課長

お答え申し上げます。昨年——

大関衛委員（分科員）

データを頂けますか。できれば紙で頂きたいのですが。

生涯学習課長

紙ですか。済みません。今すぐにでしょうか。

大関衛委員（分科員）

なければ後で結構です。

昨年と同じ質問をしたのですが、この県の事業費について、債務負担行為をすること自体に異を唱えるわけではありませんが、積算に関しては、例えば実行委員会形式が400万円、その他委託の場合が1,079万円や765万円とあります。この積算の根拠については、実行委員会でどのように話をしたのか。実行委員会形式なので、総額の予算があり、それぞれ秋田朝日放送さんや魁新報さんと、例えばそのうちの何割など、どういう部分を県が負担するかなど、明文化されたものはあるのですか。

生涯学習課長

今御質問がありましたとおり、実行委員会形式で行うものと、単独で行うものがございますが、実行委員会形式ですと、今の資料で申し上げますと、フシギな実験室は県の事業費として400万円ということですが、実行委員会として秋田朝日放送に入らせていただいております。その負担分については600万円で、全体の事業としては合計1,000万円という形になっています。

大関衛委員（分科員）

少し私の聞いていることと違うのですが、400

万円の根拠は何ですかということなのです。秋田朝日放送が600万円で、県が400万円で、1,000万円の予算だというのは分かりましたが、何をもって400万円にしているのか。その時々の実行委員会の話し合いで変動するものなのですか。それとも何かしらの根拠がないと——極端な話、名前を出しているこの実行委員会から「お願いします」と言われると、お願いされた分だけこっちが出すのか、その辺の基準が分からないので聞いているのです。

生涯学習課長

こちらについては、実際問題として、実行委員会を組む企業との話し合いで決まる形になっており、それに加え、県の財政も限られてますので、その中で出せる範囲を実行委員会形式で協力していただく企業にも提示しながら決めていく形になっています。

大関衛委員（分科員）

そうしますと、秋田朝日放送さんとの展覧会は、総額の1,000万円のうち県の事業費は400万円だと。これは、秋田魁新報や秋田テレビと行う展覧会についても400万円ずつ出しているということは、同じということですか。それぞれの総予算はどのぐらいなのですか。

生涯学習課長

藤城清治展については、県の事業費は400万円ですが、秋田魁新報の負担については2,600万円で、合計3,000万円になっています。あこがれの秋田写真展については、秋田テレビとの実行委員会形式ですが、これは県が400万円で、秋田テレビが600万円で、合計1,000万円になっています。

大関衛委員（分科員）

そうすると、県の負担は事業規模にかかわらず、こういう実行委員会形式に関しては、一律400万円ということですか。

生涯学習課長

一律400万円というわけではないのですが、今回県立美術館のほうで、実行委員会形式という形で相談していく中で、御協力いただく企業と余り大きな差を設けることはどうかと思い、そういう意味で3社同じような形で負担をさせていただくことにしたものです。

大関衛委員（分科員）

それは、私は安易な見方だと思います。だから、昨年の実績を出してくださいと言っているのです。それぞれの企画展で、いみじくも中心市街地のにぎわいや大型クルーズ船を初めとする国内外の観光需要というお話しをしているのであれば、例えば入場料収入が多くて、非常に効果があったものに対しては多く出すべきだと思います。先ほど来、県の負担

は一律なのか、どういう基準なのかと聞くと、一律ではないと言いますが、これを見ると400万円ですから一律となるわけです。だから、例えば藤城清治展の場合は、総額の予算が多いとすれば、やはりそれに見合った県の負担があるべきだと思います。逆に大変申し訳ありませんが、ほかの展示会は1,000万円の中の400万円です。例えば藤城清治展の場合は2,600万円の中の400万円です。それはやはり安易な出し方だと思います。課長、いかがですか、これは一考の価値があると思います。だから、昨年の実績を出してくださいと言ったのです。同じ質問を去年もしているわけですから。どうですか。

生涯学習課長

今回県立美術館はこういう形になっていますが、近代美術館のほうは……

大関衛委員（分科員）

近代美術館は後で聞くので、論点をすりかえなくてください。私は県立美術館のこの予算について聞いているのです。お答えください。

生涯学習課長

こちらについてですが、議員の御指摘も分かるところもありますが、県立美術館のほうは、これまでなかなか財団のほうで実行委員会形式で行うのが少なく、単館での負担で経費が多くなってきたところもありまして、我々としてはなるべく実行委員会形式を増やしていきたいと、これまで財団とも話をしながら進めてきたところです。今回は3社から御協力いただくことなので、委員の御指摘も分かりますが、今回についてはなるべく同額でやるということで考えています。

委員長（会長）

大関委員、資料を頂いてからやりますか。

大関衛委員（分科員）

その前に、昨年指摘し、同じような答弁を頂いて、何も変わっていないのが釈然としません。私は去年も実績に基づいてきちんと予算化するべきでしょうという話をしているわけです。それなのに今年も全部400万円だというやり方とはどんなものですか。私は、効果が見られるものにはもっと出してもよいと思います。逆に効果が見られないものは減額すべきです。今回の債務負担の設定の範囲なので、この全て同額の400万円を見直すということで、認める認めないの議論をしないと——一律400万円というのは余りにも安易だと思います。400万円の根拠とは何ですか。積算したのですか。

生涯学習課長

お答えいたします。

具体的に400万円について、今回細かい積算があるというわけではありませんが……

大関衛委員（分科員）

それは駄目ですね。

北林康司委員（分科員）

かつて旧県立美術館は、ほとんど人が入らなく、企画展もほとんどやっていなかった。それが一つの大きな原因だったのだろうということで、新しくなって、県が単独で企画展を企画しました。何年続けられるのか、お金あるのかと聞いたら、二、三年は何とかと当時の課長は言っていました。その後こういう実行委員会形式のものが出てきて、これは大変喜びました。しかし、今大関委員が言うように、井勘定的な話では駄目です。それと同時に、やはりこういうものを出すときには、今大関委員が言ったように、去年の実績はこうでした、1はこう、2はこう、3はこうでしたというものをを出して、今年もこういう企画でやりたいという話をする。そうするとやはり、積算をきちんとしたのかを聞かれるのは当然でしょう。積算のない予算はおかしいですよ。今まで慣れてやってきたと言うのかもしれませんが、積算をきちんと出していないと、「何だ、井勘定か」という話になってしまう。それを我々に認めろという話はおかしくなってしまう。

生涯学習課長

御指摘は分かるのですが、実際問題として、今回負担割合については各企業と相談して、企業のほうの御理解をいただいている数字ですので、そういう意味ではしっかり相談してやってきているものですし——確かに過去の実績を踏まえてということもありますが、なかなか毎年度同じような企業とずっと組んでできるわけでもありませんし、こういった展覧会というのは、人が入るかどうかについては、当たったり当たらなかったりが見通しが難しいところもあります。私どもとしては前回の実績がすごく良かったということで増減もあるのですが、個別に企業と相談していく中で、我々の考え方も説明しつつ、御理解をいただいている状況です。

大関衛委員（分科員）

御理解賜りたいと言われても、なかなか理解できません。去年から企画展をやって、秋田市中心市街地のにぎわい創出で美術館を盛り上げていくというコンセプトはよいのですが、一律400万円という話はないと思います。今、言ったとおり、積算根拠がないというのなら、ではどういう予算の査定しているのかということになるのです。先ほど来、12月補正というのは、いわゆる不用額などが出てくるのです。それに伴って、結局積算根拠はどうだという議論が先ほどから出ているわけではないですか。それなのに、一律400万円というのであれば、全く積算根拠がないことを認めたわけでしょう。400万円というのはどこから出た話なのかという

ことなのです。私は、だから見たときに疑問を持ったのです。私は去年も同じ質問をしています。私どもの意見というのは、皆さん方は、議会が通れば後はよいと、債務負担設定すればよいですと。これについても400万円ずつ出しており、では去年の実績を出してくださいと言ったら、ないわけでしょう。どういったものが成功したのか、それをきちんと踏まえた上でやらなければ駄目でしょうという話なのです。

だから、私は午後から資料を2つ要求します。昨年度の実績、それから今年度の実行委員会とのやりとりの中で、どういうことで400万円にしたかという資料を2点出してもらわないと議論ができません。午後からお願いしたいと思います。

ただ、何回も申し上げるまでもなく、県財政が厳しい中でこういう出し方をするのは、釈然としないと思います。ある意味課長らしくないなと思います。いかがですか、教育長。

教育長

今大関委員おっしゃったとおりで、積算の根拠を示すことができないことにつきましては、本当にこちらの落ち度であると思います。例えばフシギな実験室であれば、トータル1,000万円という額があります。それには積算根拠があるはずですので、そういうことも含めて確認して、求められました資料を準備し、午後にまたお話しいただければと思います。

大関衛委員（分科員）

午後からまたじっくりやりますが、いずれにしろ、2年続けてこういう議論になっているわけですからやはり明確な基準を設けるべきだと思います。例えば総予算の何割なのかとか、実行委員会形式でやっているわけですから、一律400万円という話はないと思います。それ相応の実行委員会の予算で、にぎわい創出にそれなりの実績があったものに関しては、やはり大いに出してもらってもよいと思うし、その辺の基準づくりを併せて検討すべきだと思いますが、教育長、いかがですか。

教育長

それぞれ相手によって、またいろいろ状況が変わってくる可能性ももちろんあるので、簡単に基準をすぐ作れるかどうか分かりませんが、それも含めて検討していく必要はあると思っています。

委員長（会長）

資料請求の話が出ましたが、中山課長、今言われた資料は午後には出せるのですか。

生涯学習課長

努力します。提出できるようにしたいと思います。

委員長（会長）

分かりました。資料をよろしくお願ひいたします。

渡部英治委員（分科員）

確認ですが、その資料が出るまでは、この審査は進まないということでしょう。

大関衛委員（分科員）

特にいいですよ。

渡部英治委員（分科員）

所管分はもうできないということでしょう。

委員長（会長）

所管とはまた別に審査をやりますが……。

渡部英治委員（分科員）

それはそれで、ほかに行きますか。

委員長（会長）

生涯学習課の関係でほかにございませんか。

【「休憩して、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

委員会及び分科会を暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時52分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

次に請願の審査を行います。

配付してあります請願一覧表により、継続審査となっている請願から順次、審査を行います。

8ページをお開きください。

請願第2号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第2号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

10ページをお開き下さい。

次に請願第7号「秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第7号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

12ページをお開き下さい。

次に、請願第11号「高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第11号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

14ページをお開き下さい。

次に、請願第22号「教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について」を議題とします。

現況に変化はございませんか。

保健体育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第22号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

16ページをお開き下さい。

次に、請願第24号「国の教育予算を増やし『高校無償化』を推進するよう求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第24号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

18ページをお開き下さい。

請願第25号「特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

特別支援教育課長

現況に変化はございません。

委員長（会長）

請願第25号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

20ページをお開きください。

次に、新規の請願であります請願第51号「私学助成に関する意見書の提出について」を議題とします。執行部の現況説明を求めます。

幼保推進課長

【請願一覧表により説明】

総務課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

請願第51号について、質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、請願についての説明及び質疑は終了しました。

審査の途中ですが、委員会及び分科会を暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前10時59分 休憩

午後 0時59分 再開

出席委員

委員長（会長）	菅原博文
副委員長（副会長）	高橋武浩
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	大関衛
委員（分科員）	渡部英治
委員（分科員）	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
総務課施設整備室長	保坂一美
教職員給与課長	嵯峨要
幼保推進課長	鈴木和朗
義務教育課長	石川政昭
高校教育課長	渡部克宏
特別支援教育課長	小林司
生涯学習課長	中山泰幸
生涯学習課文化財保護室長	近江谷正幸
保健体育課長	高橋周也
福利課長	高橋忠太郎

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

始めに、陳情等の審査を行います。

配付しています陳情等一覧表により審査を行います。

50ページをお開きください。

陳情第22号「学校教材の計画的な整備推進について」を議題とします。

質問等はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、陳情等についての審査を終了します。

次に審査の途中であった予算議案の審査を行います。

執行部より発言を求められていますので、これを

許可します。

生涯学習課長

【当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。ただいまの説明に関する質疑を行います。

大関衛委員（分科員）

資料が出てきたら、ますます混迷しているというやつです。要は、その都度、その都度さじかげんでやっているという話ではないですか。明確な基準はないわけでしょう。要は言い値なのでしょう。一つ一つ聞いていきますが、全く分かりません。何か内規があるのですか。

生涯学習課長

負担割合に関する内規等はありません。

実際ですが、先方の言い値という話ではなく、我々も年度で使えるおおむねの予算がありますので、その中で大体どれぐらい経費が負担できるかということで交渉に当たっています。言い値ベースというよりは、本当に限られた予算の中でどれぐらい負担できるかを考えた上で相手方に相談をして、それで合意してもらっているというものでございます。

大関衛委員（分科員）

一つ一つ聞きます。まず、平成29年度に実施した、レオナルド・フジタとモデルたちは、どういった交渉でこういう計算になったのですか。例えばパーセンテージでいくと県は何%、AKT（秋田テレビ株式会社のこと）、魁（魁新報社のこと）は何%なのですか。

生涯学習課長

予算でいいですよ、とおおむね4対6ぐらいだと思います。

大関衛委員（分科員）

6がどちらなのですか。

生涯学習課長

県です。

大関衛委員（分科員）

では、6・2・2ということですか。

生涯学習課長

そうです。

大関衛委員（分科員）

これは県から持ち込んだから、6・2・2の割合ということなのですね。

生涯学習課長

はい、そうでございます。

大関衛委員（分科員）

では次、千住博展は、どこが持ち込んだ話ですか。

生涯学習課長

秋田市のほうから来たものです。

大関衛委員（分科員）

同様に負担割合はおおむねどうなっていますか。

生涯学習課長

少々お待ちください。

大関衛委員（分科員）

そこが全く分からないのです。その都度、その都度のさじかげんで——だから、言い値でしょうという話になるのです。

生涯学習課長

県のほうが34%です。

大関衛委員（分科員）

県が34%、秋田市の負担割合はいくらですか。

生涯学習課長

45%です。

大関衛委員（分科員）

魁はいくらですか。

生涯学習課長

21%です。

大関衛委員（分科員）

これはどういう交渉過程だったのですか。レオナルド・フジタは県が持ち込んだ企画なので、6・2・2で、4割を2つに割っています。秋田市が持ち込んだときは、秋田市が45%、県が30%、魁が20%です。これは、どういう交渉過程を経てこうなったのですか。

生涯学習課長

千住博についてですが、まず秋田市のほうから我々のほうに御提案あり、魁のほうとも組むという話でした。これは具体的には秋田市から県のほうに1,000万円程度負担してもらえないかという打診がありました。我々としては予算の総額も踏まえて、秋田市の要望に応える形で1,000万円を負担することに決めたものです。

大関衛委員（分科員）

いわゆる予算を上げる段階で、これは昨年の分なのですが、全く不透明なのです。1,000万円と言われれば1,000万円出します。持ち込んだほうが6割ですと言えば6割です。2,000万円と言われれば2,000万円出すのかという話なのです。皆さん方の中で検討した模様が全くない。単体でやるのは大変だから、各々持ち寄ってリスクを分散しようということについては、大いに結構ですが、その交渉過程が全く不透明です。後で予算のほうを聞きますが、予算だってどんなことを検討したのか分からないでしょう。向こうが出してきて、1,000万円と言えば1,000万円なのです。そういう予算の出し方でよいのですかと私は聞いているのです。これは、説明すればするほど不透明だということでしょう。やはり交渉過程において、県がお金出すとすれば、税金なのだから、もう少し主体的に私にかかわるべきだと思いますがどうですか。

生涯学習課長

具体的には、全て先方の言い分で決定しているわけではなく、本当に各企業や秋田市と正に交渉で決めていく話で、全て向こうの言い分で決めているというよりは、先方の要望等と我々の予算を考えて実際には決定しているところです。

具体的な予算額についてですが、こちらのお配りしました決算のところを見ていただければ、おおむね決算と予算にそんなに大きな乖離はないと思いますし、予算を検討する段階でも、ある程度この数字は確認しながら進めていますので、そういった意味では、ある一定の根拠はあるのではないかと我々は考えています。

大関衛委員（分科員）

一定の根拠ではなく、結果的にそうなって、それをまた負担しただけのことなのです。

次の質問をします。平成31年度は全部400万円になっていますが、どういう基準なのですか。秋田朝日放送のフシギな実験室については持ち込んだのはどちら側ですか。

生涯学習課長

秋田朝日放送側からです。

大関衛委員（分科員）

これが6対4。

次の、藤城清治展を持ち込んだのはどちら側ですか。

生涯学習課長

魁新報社からです。

大関衛委員（分科員）

これも400万円です。あこがれの秋田写真展も、これ持ち込んだのは秋田テレビなわけですか。

生涯学習課長

そうです。

大関衛委員（分科員）

これも400万円です。400万円という基準は何ですか。向こうから言われた値段ですか。持ち込んだ側が400万円でよいと言ったのですか。

生涯学習課長

まず、こちらの金額についてですが、来年度この展覧会を、我々は5本という形で計画していますが……

大関衛委員（分科員）

少し高い声で言ってくれますか。聞こえないです。

生涯学習課長

失礼しました。来年度、我々は展覧会5本という形で、今ここに御提案させてもらっていますが、ここには実行委員会形式のものと、あとは単独でやるものがあります。実際には予算のおおむねの総額の中で、単体で開催するものの経費を踏まえると、実行委員会に充てられる経費がこれぐらいだろうとい

うことで検討していました。

具体的に400万円になったのは、実行委員会形式で使う目安としてはおおむね1,200万円ぐらいではないかと考え、藤城清治以外の2本については、総額が1,000万円ということでしたので、その交渉の発射台としては400万円の方先に相談してはどうかと考えて提案したところ、御理解いただいたということです。

藤城清治展については、近代美術館でこれまで2回開催して、結構人も入っており、そういった意味では、先方はある程度人が入って収入があると考えているところで、どれぐらいのリスクを負担していくのかという中で、我々のほうで提案したら、それを受け入れていただいた形になっています。

大関衛委員（分科員）

要は共同でやれるのが1,200万円代であって、それを3つだから単純に400万円ずつに割りましたと、それで400万円ですとこちらから話したわけですか。そこがおかしいと言っているのです。1,000万円のものも400万円、藤城清治展は近代美術館でも行い収益が見込まれるから400万円、だから全く何ら基準がないわけです。どうでしょう、今回基準を作るべきではないですか。債務負担行為の設定は上限だから、基準はないとおかしいです。その都度、皆さん方の交渉やさじかけんによって決まっていくなんていう予算の出し方がありますか。だから、美術館は毎回問題になるのです。今度は所管事項審査に出てくる旧県立美術館の件だって、解体費用分ですと。これだけ大きな議論になります。生涯学習課は、美術館の展覧会に関しては明確にやっぱり基準をある程度設ける。例えば総額が1,000万円だったら2割までにするとか、そういう基準を設けなければ駄目です。どうですか、設ける気はありますか。

生涯学習課長

まず、展覧会なのですが、実際にどういう展覧会を開催するかと……

大関衛委員（分科員）

設ける気があるかないかと聞いているのです。こちらも賛否を問わなければいけないので、余りにも不透明ではないでしょうか。その都度、基準が全部変わるので。総額の何割など、きちんと明文化してもらいたいのですができますか。

生涯学習課長

仮にそういう基準を作るとした場合に、実際問題、これぐらいしか経費が負担できないのかという話になると、先方も持ってきてくれないということもあり得るのではないかと考えています。そのため、なかなか一律にこの額だとかという形で設定をしないと、かえって我々が年間を通じて多彩な展覧会を開

催していくことが難しくなってくるのではないかと私は考えています。

大関衛委員（分科員）

では、近代美術館の展覧会は、どうして半額負担なのですか。これは、どちらが持ち込んだ話なのですか。

生涯学習課長

それぞれABS（株式会社秋田放送のこと）から持ち込んできたものです。

大関衛委員（分科員）

どうして、こちらは半分なのですか。持ち込んできたのはよいです。それは、相手がいることだからよいが、県立美術館のときは4割負担で、近代美術館ではなぜ半分になるのですか。根拠が全然分かりません。

生涯学習課長

近代美術館についてですが、こちら最終的には交渉の過程としか申し上げられませんが、ABSと近代美術館、これまで幾つか実行委員会形式で開催をしてきており、その信頼関係もできているということで、お互いの経費負担割合を交渉すると……

大関衛委員（分科員）

いやいや、それは詭弁ですよ。では、ほかのマスコミとは信頼関係がないというのですか。

生涯学習課長

済みません。そこは申し訳ございません。具体的には、本当に各社との交渉でこうなっているという形で御理解いただければと思います。

大関衛委員（分科員）

全く分かりません。とにかくその都度、予算の枠、相手によって違います。あなたの言い分だと、ABSとは信頼関係があって、ほかのところとは信頼関係がないことになります。藤城清治展は利益が見込めるからこのぐらいでよいでしょうという出し方がありますか。

極端な話、もっと聞けば、この資料を見ると例えば県が直営でやろうとしているものに関しては、きちんと消費税まで出ています。民間企業から来たものに関しては、全くあらあらの値段です。これも同じテーブルで議論するのはおかしいではないですか。指定管理者に任せて行うものに関してはきちんと積算を出している。民間から来たものに関しては全てあらあらです。出すほうも信頼関係、実績、3本あるから400万円ずつ出す、近代美術館のほうは全部半分ずつ出しましょうというのは、おかしいと思います。反省してもらわなければ困ります。どうですか、教育長。資料を出せば出すほど混乱してくるのではないですか。こんな予算の出し方はないでしょう。

教育長

今お話あったことは、そのとおりです。先ほどから課長も繰り返してお話ししていますが、各社で持ち込んできて、こちらに協力等を要請しているものにつきましては、確かにあらあらといえはあらあらですが、最終的に交渉の中でいろいろやりとりしながら決まっていたものです。最初から400万円とか、マックスそのぐらいという頭はあったにしても、やはりやりとりの中でそこに収まっていたと考えています。

そういうことで、先ほど基準の話もございました。一定のところは目安にして、我々はトータルの予算も含めてそれぞれ交渉してまいるのですが、一律このケースは全部何%を上限とするというところを決められないのが我々も厳しい、苦しいところであることもございまして、いろいろ考えてはみますが、すぐ検討して基準をばっちり設けるところまで今すぐいけるかについては、まだここではお答えできない状況です。

大関衛委員（分科員）

あともう一点の問題、自前でやるものに関しましては消費税まできちんと出ているわけです。民間から持ってきたものに関してはその他に計上していません。私は、よくこれで交渉したと思います。民間だったら通用しないと思います。これは概算だから、民間が持ってきたものについては、消費税分などがこれ以上上がる可能性もあるわけでしょう。「おおむねこのぐらい掛かります、やってみなければ分かりません。」と、この見積もりで皆さん方は予算にゴーを出したのですか。理解に苦しみます。指定管理者が企画する場合に、きちんと出させておいて、民間の場合はこれで通ったわけですか。皆さん方はこれを決裁したわけでしょう。見てください、大変申し訳ないが、フシギな実験室、単純に1,000万円と出ている。消費税分などはどうなるのですか。項目を全部チェックしましたか。

それで、自分たちでやろうとしている、例えばキスリング展などは、消費税まできちんと出している。本来こういうものを民間に出させるべきでしょう、違いますか。だから、全く整合性がない。語るに落ちるとはこういうことです。

生涯学習課長

まず、こちらについてですが、どちらも消費税込みの数字になっています。委託と負担金というところで分かれています……

(同ページで発言訂正あり)

大関衛委員（分科員）

どこに消費税が入っているのですか。

生涯学習課長

それぞれの経費の中に入っていると……

大関衛委員（分科員）

詭弁を言わないで下さい。これに消費税が入っているのですか。例えば1,000万円の中に消費税が入っているのですか。どこが消費税分なのですか。

生涯学習課長

先方のほうからは税込みという形で出てきています。

こちらの積算についてですが、我々が財政課と交渉をする中で、この資料も見せた上で予算額を提示してチェックも受けていただいていますし、それぞれの中身について減らせるところはないかとチェックしながら進めているところです。

大関衛委員（分科員）

ほかから来るときは税込みで予算額をもらって、こちらが自前でやるときにはもう税抜きで最後に消費税がある。2段階論法なのです。よく財政課はそれで「うん」と言ったものですね。相当財政課のシーリングは厳しいのではないですか。

あとこれ以上よいのですが、全く不透明、不明瞭な扱いです。扱いというか、予算の出し方です。午前中に言ったとおり積算根拠も何もありませんということなのです。

生涯学習課長

済みません。説明が間違っておりました。委託の消費税ですが、これはそれぞれの項目について掛かる消費税を合計したものをここに挙げている形になっていますので、考え方としては全て同じということです。失礼しました。

(同ページの発言を訂正)

大関衛委員（分科員）

午前中の答弁に尽きますが、全く積算根拠も基準もない、いわゆる相手の言い値、こちらのさじかげんで決まっていくという、こういう予算の出し方が県民の理解を得られるのか。私らは県民の代表なのですが、全く理解に苦しみます。

以上です。

渡部英治委員（分科員）

今の大関委員とのやりとりを聞いて、このまま終わったら大変なことになりますので、一応確認します。これは議案の審査です。予算が絡みますから。

今聞いていて思ったのですが、課長は誠実に答えていると思うのですが、一つの決め手として、どこが主体なのかを明確にしておくことが1つと、今の予算のやりとりにあった、消費税の問題なども、肝心なところはきちんと、表示するところは表示しないと、全体的な総額は変わらないとか、そういうものはきちんと答えるべきです。それがまず一点です。

昨年度、確かに大関委員が言うのは分かりますが、我々は審査に入っています。そのときに大関委員からもいろいろ意見が出ていました。それを生かせなかったことについては私も同感なのですが、一応平

成29年度については、我々も審査しています。前のことは別にしても、これから平成31年度もあることなので、やはり考え方として、根拠はもちろん必要です。基準を設けるか設けないかについては、例えば設けることによってがんじがらめになり、そういった委託や実行委員会形式の事業ができなくなる懸念があるのだったら、懸念があることを曖昧にしないで——先ほどの教育長の答弁はどっちにもとれる内容になってしまっているのですが、やはりこの種の関係は、なかなかそういう基準を設けるものではなく、きちんとした協議をお互い誠意を持ってやり、その協議事項の議事録をとり、明確な形で、例えば「委員会でも求められたら出します。言いなりではありません。」と明確に答えないと進まないと思います。そうでないと今の審査も進まないのではないかと考えていますので、あえてそういったことについてはどう感じているのかお答えください。

【「交渉記録出せるの」と呼ぶ者あり】

渡部英治委員（分科員）

そこまで作るとすれば基準は要らないですね。

生涯学習課長

委員の御指摘については、考えていきたいと思いますが、まず基準を設けることについては、現時点で申し上げますと、やはり一律の基準を設けるとかえって展覧会をたくさん開催するというのが難しくなる懸念がございますので、今の時点でこれを明確に作ることはなかなかできないのではないかと私は考えています。

協議の交渉の記録ですが、こちらについては相手方のあるところですが、今後の開催する展覧会については、そういったものも作成しながら、しっかりと交渉を進めていく形で行っていきたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

今大関委員も話していましたが、やはり今まで交渉記録はとっていないと思うのです。

【「とっていないの」と呼ぶ者あり】

渡部英治委員（分科員）

恐らくとっていないでしょう。ただ、明確な金額を出すときは、当然いろいろな交渉ですから、提示すると思うのです。これは今に始まったことではなく、前からも実行委員会方式であろうと何であろうと、共同でやることはあったと思うので、やはりそういった過去の実績などを勘案しながらやってきていると思うのです。よい捉え方をすると報道機関も含め、信頼関係でやっていることですよ。狙いは、どうしたら入場者を増やして、せっかくある美術館を利用してもらうという狙いを求めていることだから、それについてはお互い委託であろうと自主開催であろうと変わらないわけです。そこをぶつけ合って、きちんとやって、なおかつ根拠のあるものを明

確にする。今回もたまたま結果的に県の負担が400万円、折半、となったのかもしれませんが、最初から折半ありき、一律400万円ありきではないときちんと言わないと、大関委員が言うとおりに、出来レースみたいな形で、やはり県民に説明つかないと思います。県立美術館や近代美術館については、今までもいろいろ議論しているの、そこはある程度きちんと対応していかないと——これは議題として賛否が分かれてくることもあるし、疑義を持つこともあると思うので、そこは基本的な考え方を——教育長これは、やはり曖昧にしないで、どうするかということも含めて、今回も結果的にこうなったのだということもきちんと釈明するところは釈明し、昨年大関委員が言ったことが生かされていなかったことについては認めながら、これからきちんとやるという落としどころがないと、私も今審査で賛否を問われてもなかなか難しいと思って聞いていたのです。そこだけははっきり答えてもらえませんか。

教育長は、先ほど基準を作るのは難しいと言っていました、根拠的なものとして、交渉記録や何かをこれからきちんとやっていくとか、言いなりではないということを示していく必要があるのではないかと私は思います。

教育長

確かに交渉の過程は、この資料でも不明確で、不透明であることは認めざるを得ないと思います。まずは、このような形で午後資料を出ささせていただきました。たまたま県立美術館のほうは、3つの実行委員会方式のもの全てにおいて、県の負担額が400万円を出ささせていただいています。近代美術館のほうはたまたま今回は50%になっているのですが、いずれ先ほどお話ししましたように、それぞれ事業、相手が違いますので、交渉相手といろいろ話をする中で、こちら金額のマックスをある程度想定して話している。それから、トータルでこちらが想定する予算額もありますので、それも含めていろいろ交渉に当たっているということです。

今回このように午後の資料も含めてお話しをさせていただいております、それで大関委員がかえって不透明ですますます分からなくなったということに関しては、一定の基準がないのではないかとという観点からすれば、正にそのとおりだと思いますが、なかなか一律でどのイベントもマックス50%でいくと決めてしまうと、本当に来てほしいいろいろな展覧会、イベントにも来てもらえなくなる可能性もないわけではないのです。そういうことも含めて、個々のイベントの開催につきましては、きちんとこの後もこういう資料も提示しながら御理解いただくよう努めていきたいと思っています。その中で、交渉の過程も少しでも明らかにできる部分は明らかにし

てまいりたいと思っています。

大関衛委員（分科員）

そこまでおっしゃるなら、交渉記録は残っているのですか。

生涯学習課長

残ってございません。

大関衛委員（分科員）

それは行政上どうなのですか。こういうときは交渉記録なんか——例えばこれは皆さん方が出向いてお話したのですか、それとも交渉相手がこちらへ見えられたのですか。国会のように細かく聞きたいと思いますが。どういう経緯が交渉がなされたのか、1つずつ聞いてみましょうか。交渉記録が残っていないのですか。それはまずいのではないのですか。

生涯学習課長

たしか……。

大関衛委員（分科員）

国から来た方なのでお聞きしますが、どちら側から出向いてどういう交渉をなさいましたか。課長は同席しておられますか、していませんか。

生涯学習課長

たしか先方のほうがこちらの課に話をしに来ておりました。そこに私は同席はしておりません。

大関衛委員（分科員）

課長は同席していないとすれば、どういった方が同席したわけですか。

生涯学習課長

美術館の担当者が交渉に当たっています。

大関衛委員（分科員）

そのときに例えば、1枚1枚いきましょうか。交渉記録が残っていないということなのですが、そもそも交渉記録残っていないというのはどういうことなのですか。行政上、普通あるのではないですか。こういった方が見えられて——今国のほうでも公文書の管理などが厳しくなっていますが、こういった方々がお願ひに見えられました、どういった交渉しました、向こう側からこれだけの予算の提示がありました、一緒にやろうということになりました、こちら側としてはこのぐらい出せます、というそのぐらいの交渉記録は復命書として残っていないのですか。おたくの課の予算を決めるのは、そういうことなのですか。私には理解できません。だから、不透明だと言われる。

生涯学習課長

まず、交渉記録自体があるかどうかと言われると、作成をしておりますので……。

大関衛委員（分科員）

復命書もない。

生涯学習課長

復命の場合は、出張等で外に行った場合には作成

しますが、そうでない場合には特に作成しておりません。

大関衛委員（分科員）

課長はどうやってこれを決裁なさったのですか。例えば400万円で出そうと、財政課と交渉するとき、どういう決裁文書だったのですか。

生涯学習課長

具体的には財政のほうに予算資料を持っていきますので、その中で本日提示したような資料を私も確認をして、それを持ち込んで具体的などころを決めているという過程になります。

大関衛委員（分科員）

では、このフシギな実験室、これは予算が1,000万円ということですか。この中身については、いろいろな見方があると思うのですが、私は全くあらあな計算だと思っています。これはどちら側からどういう経緯で、どのぐらい負担してもらいたい、はたまたこちら側からこれぐらいは負担しますという、交渉経緯はお聞きしていますか。

生涯学習課長

事実関係を申し上げますと、こちら総額……

大関衛委員（分科員）

記録とっているから、間違えないように言ってください。

生涯学習課長

総額は1,000万円ということで、我々の負担の割合は、先方と交渉して400万円という形にしようと思いますという説明を担当のほうから受け、私もそれで同意をしたということです。

大関衛委員（分科員）

そうしますと、こちら側から400万円負担しますという話をしたわけですか。交渉というのはそういうことなのです。あなた方は交渉によっては変わるから基準も設けられないと言う、交渉記録もありませんと。どちら側から話を持ってきて、どういう経緯で400万円と決まったのかということは、分からなければおかしいではないですか。だから、私は不透明だと言っているのです。交渉というのは、そういうものでないですか。

生涯学習課長

具体的には、先方のほうからまずこの企画を1,000万円ぐらいでやりますというように、先方から、おおむねこれぐらいでどうかという話があったということです。

大関衛委員（分科員）

そうしますと、1番目は先方から1,000万円で企画をしたいから秋田県の負担は400万円かどうかという話があったということですね。

では、次の藤城清治展についてはどういう交渉経緯ですか。

生涯学習課長

藤城清治については、先方から企画の持ち込みがあったのですが、これはむしろこちらのほうから、一定程度お客も入るでしょうし、美術館を使っただくと、実行委員会形式という観点で負担をさせてくれないかと打診したものです。

大関衛委員（分科員）

こちらのほうから、400万円と提示したわけですね。

生涯学習課長

そうです。

大関衛委員（分科員）

400万円の根拠は。

生涯学習課長

それは、我々の年間の企画展の本数を踏まえて、おおむねこれぐらいでどうかと考えたところです。

大関衛委員（分科員）

3番目の秋田テレビの50周年事業はどういう経緯ですか。

生涯学習課長

こちらについては、AKTのほうから打診があったものです。

大関衛委員（分科員）

それで、AKTさんのほうから400万円をお願いされたわけですか。

生涯学習課長

そうでございます。

大関衛委員（分科員）

これはうがった見方をすれば、ずっと400万円が並んだのですが、私の見立てだと1,200万円あり、企画が3本あります。3つで割れば400万円ずつです。だから、ある意味内々ですり合わせて、このぐらいなら県が出せますという話で持ってきて、400万円出してください、分かりましたと、もう一つも400万円です、分かりましたと、もう一つのほうはあと残り400万円しかないから、400万円しかうちは出せませんということでしょう。

生涯学習課長

その――

大関衛委員（分科員）

藤城清治展はそういう答弁だったでしょう。認めるなら認めてください。そういう答弁でしょう。

生涯学習課長

はい。

大関衛委員（分科員）

そういうことでしょうかというのです。均等に割って、向こうから言われた分はいし出すよと、あと残りは400万円しかないから、藤城清治展が幾ら掛かるか分かりませんが、400万円しか出せませんとい

うような話なのです。こういうやり方はどうなのでしょう。先ほど渡部委員からもいろいろアドバイスしていただいたようなのですが、やはり全く不透明です。

生涯学習課長

実際今回400万円という形になったのですが、やはり我々も例年の使える予算のおおむねの枠がありますし、実際なかなかたくさんのお金を使うということができない状況もございますので、正にここは本当に実行委員会形式を何本やるのか、単独でやるものは何本なのかというところを我々の中で検討して行って、そこでの枠をおおむね考えるということは、ある程度は必要なのではないかなと思いますし、実際の交渉過程の中で、先方から負担額を仮にたくさん言われても、そこも一律にできない部分もありますので、そこは本当に予算と年間の本数の中での交渉と御理解いただければと思います。

大関衛委員（分科員）

それを言うと、私は数字には性格上細かいのですが、ある意味直営のものは1,078万円、765万円と出ているわけですよ。多分県立美術館の予算があって、直営で行うほうはこういう細かく数字が出るわけです。要は、残りは3本にちょうど400万円ずつやればいいと、全くそういう程度です。今回のこの予算は、積み上げたものでは全くないです。うまく相手がいるとかなんとかという話になっていきますが、こういう予算のやり方はいかがなものかと思います。

近代美術館に関しては、今度は折半です。これは相手方と非常に信頼関係があるということですが、400万円しか出さないところに対して失礼なのではないでしょうか。信頼関係ないから、おたくは400万円となるわけです。だから、何回も言うようですが、皆さん方がどう捉えるか分かりませんが、その都度のさじかげんで全て決まってしまう。交渉事とはそういうものだという話なのですが、ただ税金ということを考えれば、不適切とまでいかないが、疑念を持たれても仕方がない予算の出し方だということだけは言っておきます。いかがですか、教育長。

教育長

なかなかそこはしっかり説明できない状態で申し訳ないのですが、特にマスコミさんのほうから出していただいたものは、本当に概算であります。それを基に、ある部分とある部分はこちらで負担して、例えばフィフティー・フィフティーにするとか、4・6にするやり方、またどのイベントの場合でもベストであるかということも――また別の観点で、はっきり言えない部分があり、説明そのものは分かりやすいのかもしれませんが、今回はトータルの予算の中で、同じ額になりましたが、そういう額で提案

させていただいているところです。

北林康司委員（分科員）

皆さん方は、何割とか決められない話をしていいますが、これ財政に言われているのではないですか。例えば近代美術館は幾らぐらい、こちらの美術館は幾らぐらいと年間の大枠で大体決まっているのでしょうか。ここまではいいぞという話であり、そう私は解釈します。むやみに企画が持ち込まれ、はい、そうですかと簡単にいく話ではないでしょう。

生涯学習課長

財政との交渉では、具体的に話しますと、やはり単館で開催するのは経費がとても掛かるので、実行委員会形式でやると、むしろPRもたくさんできますし、応援をしてくれているということですので、具体的にその負担割合について、上限どこまでとは実際言われていないのが現実です。

北林康司委員（分科員）

割合がどうという以前に、ある程度のフレームがあるのでしょうか。

生涯学習課長

そこは御指摘のとおり、年間に使える大枠の予算は設定されています。

北林康司委員（分科員）

先ほど米田教育長は、割合を決められないと言っていました。近代美術館はきちんと5割になっているのではないですか。恐らく5割以上は財政だって認めないと思います。率的には5割ぐらいがめどになっているのではないかと解釈しますが、どうですか。

教育長

実は私も平成30年度、そして平成31年度の債務負担行為のほうで提案させていただいている割合を見ますと、委託は別にして、それ以外で、これも私の感じなのですが、マックス50%ぐらいの感覚で今まで決まってきたと受けとめています。

北林康司委員（分科員）

元は税金ですから、私は、ある程度の割合は決めるべきものだろうと思う。どんなによい企画を持ってきても、そう簡単に6割、7割出してまでやるという話ではないでしょう。県単独で思い切ってやる方法もあるかもしれませんが、1億円出してもやるという方法もあるかもしれませんが、ある程度こういう割合でいくというならば、50%が最大でしょう。加えてそのときは、例えばお互いにスポンサーを探すとか——この間東京にフェルメール展を見に行ってきましたが、やはりスポンサーもきちんとついているのです。ああいう民間ですらそういうことをやっているわけです。ましてや税金を使う以上は、5割以上出してそう簡単にうんぬんできますか。3本を1本にするということはありませんが、

それにしても5割を超えるのは、私は難しいではないかと思えます。

そういう意味では、先ほど来大関委員が言うように、やはりある程度のフレームというか、割合のようなものは付けておく。加えて実行委員会方式等でやるときには、やはりしっかりとした交渉事をしていくという形。これはずっと見ていると、印刷費や宣伝費など、大体似通った形です。これを見ただけでも、ただざっくりやっているような感じにとられてしまいます。課長、あなたが見てもそう思いませんか。何となくざっくりでアバウトな感じですよ。

【「印刷費なんか同じだからな」と呼ぶ者あり】

北林康司委員（分科員）

だから、それはいけないと思います。やはりある程度の枠を決め、どうしてもそうしたい、あるいは5割以上オーバーしてやりたいというときには、やはり当委員会があるのだから、こういうことをやりたいのだが、理解できるかとかけたらどうですか。分かりませんが、私は大体が財政課で決まっていると思うのです。生涯学習課が所管する美術館で使う分に関しては、こういう企画については幾ら、こっちは幾らぐらいがよいだろうと決まっている中で、それ以上のものをやるとするならば、やはり委員会にこういうことをやりたいのだ、このように負担をしたいのだと言って、委員会が了承したら財政とやり合うとか、そうでもしないと——交渉を何もしていないという話では、税金を使う以上いけません。私が言っていること分かりますか。課長、答えて下さい。

生涯学習課長

お答えいたします。

委員の御指摘はごもっともだと思いますし、今現実的に、先方のほうから持ち込んでくる企画については、確かにこれまでの実績を見ても5割は超えていないところで、おおむねそれに近い数字で開催をしてきているところはございます。その点をしっかりと踏まえて、これからの展覧会を開催していきたいと思えます。

北林康司委員（分科員）

5割を負担できるから、全部5割でやってもよいという話ではないです。そこは違うということと、それともう一つ私気になるのは、皆さん方がこういう企画物をする場合、これは何のためにやっているかを分かっているのですか。もともとは本館の入場者数が企画展を行うことによって増えるということもあったわけでしょう。その辺のデータは出していますか。決算特別委員会か何かでやっているのでしょうか。出ていないでしょう。この企画展を行うことによってどれだけ本館にいい影響があったの

かということがなければ、はっきり言えば、企画展をやる意味は余りないのです。かつて美術館では、ほとんどやらなかったのです。だから、ずっとならかな状況で数字は来ていたわけです。

午前中に3年ぐらいは続けて頑張りますと言いましたが、今度は県単でなくて実行委員会方式による企画展になってきたから、こうやってやれるのですが、それにしても県が出す金は、恐らくある程度決めているわけですから。

くどういようですが、そういうものがどれだけプラスになったかを皆さん方堂々と言ってください。そうすることによって、話として合うことが出てくるかもしれません。そういうデータは持っているのですか。

生涯学習課長

委員の御指摘の点は、どれぐらい人が入ってきているかということでしょうか。

北林康司委員（分科員）

企画展にどれだけ入って、本館のほうにどれだけ人が流れているかというプラスの要素がないと、企画展だけただやっているだけでは意味はないのではないかと思います。だったら、本来から言えば、最初から企画展は美術館でやらなくてもよい、ほかのところでやったってよい話なのです。

渡部英治委員（分科員）

その資料、出ているのではないですか。

大関衛委員（分科員）

そこまで細かいものは出ていません。

渡部英治委員（分科員）

監査のときにそれは出ました。

北林康司委員（分科員）

出ましたか。

大関衛委員（分科員）

監査には出ているが、決算委員会の資料には出ていません。

渡部英治委員（分科員）

決算委員会はどうか分からないが、資料は出ています。

大関衛委員（分科員）

監査のときはね。それは、我々には分からないのです。

渡部英治委員（分科員）

同じものは決算委員会にも出るはずですよ。

北林康司委員（分科員）

本来美術館には、我々はうんと入場者を増やせという話は一回もしたことがないのです。ただ、なだらかに減っているという話では、このままでよいのかという議論をしたことがあります。本来は美術館への入場者数というのは、そんなにどんどん増えるものではないでしょう。しかし、企画展をプラス

するからそのときに人がどっと来る。それがまた本館にプラスにしていかなければ、そんなにお金を掛けて企画展を行う意味はそうないと思います。それは私の解釈ですが、そういうデータを皆さん方が堂々と出してこなければ、これだけのことをやり、これだけ人が入り、本館にはどのぐらい人が来ているかと。恐らく企画展だけを見て帰っている人が大勢ではないかと思いますが……。どうですか、教育長、そういうものを出さなければ意味がないでしょう。

教育長

企画展にいらっしゃって、その流れで2階あるいは3階に上がってくる方がどれぐらいいるかというところまでは把握できていないと思います。あと本館に何人入ったのかは、それはそれで数字はありますが、どういう流れで行ったかといったところまでは……。

ただ、今お話があったように、本来その企画展をやる意味としては、本館のほうにどれぐらい引っ張り込めるかということも、もちろん大きなポイントでありますので、その辺はこれから企画展をやるときに、どういう形でうまく呼び込んでいくかということ、財団のほうとしっかり相談しながらやっていきたいと思っています。

大関衛委員（分科員）

改善点としては、今後やはり交渉記録は残してください。よろしいですね、課長。

生涯学習課長

残すようにしたいと思います。

大関衛委員（分科員）

それから、北林委員が言われるとおりの、持ち込まれた企画展に関して、ある程度の固められたものではなく、50%を超えないとか、50%が全てよいというわけではないのですが、その辺の内規づくりも検討する用意はあるのではないですか。

生涯学習課長

今委員から御指摘いただいた点も踏まえて、そういうことが可能かどうかは中で考えたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の予算及び議案についての質疑を終了します。

審査の途中ですが、暫時休憩します。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時10分 再開

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。次に所管事項の審査を行います。

執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

総務課施設整備室長

【ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金について提出資料により説明】

幼保推進課長

【幼児教育無償化に係る国と地方の費用負担について提出資料により説明】

生涯学習課長

【旧県立美術館の秋田市への譲与について提出資料により説明】

生涯学習課文化財保護室長

【ユネスコ無形文化遺産登録について提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。

質疑は、説明順に行います。まずは、施設整備室から行います。

大関衛委員（分科員）

一般質問でも聞いた方がいたのですが、市町村では秋田市は検討していないということなのです。そうしますとせっかく国が冷暖房を整備するという交付金があるのですが、市町村ごとに冷房設備がある学校とそうでない学校が出てくれば、市町村ごとに差が出てくるのではないですか。これは飽くまでも市町村の判断なのでしょうが、この点について県の見解はどうなのですか。

総務課施設整備室長

確かに実施しない市町村につきましては、設置率がこのままということになりますので、実施する市町村に比べると設置率が低くなると考えます。子供たちのことを考えるのであれば、やはりできるだけ実施していただきたいとは考えますが、それぞれの市町村の財政状況等がございますので、そこについては我々のほうでは深入りはしておりません。

大関衛委員（分科員）

この冷房施設に関しましては、埼玉県のある市では住民投票までしたと聞いています。それだけ保護者の観点からすると、非常に重要な問題だと思うのです。ですから、何かしら県としてある程度、市町村の財政状況には踏み込めないにしても、やはり義務教育のいわゆる公平性やそういった観点からすると、これだけ暑ければ、当然冷房があるにこしたことはないわけですので、たまたま私の住んでいるところも手を挙げていないようですが、だったら近隣の町村に行かせたほうがよいのではないかなんてい

う親も出てこないとも限らないと思うのです。この辺は県として、保護者の意向を調査したことはありますか。義務教育課長になりますが——高校だって冷暖房があるところとないところと差が出てくるでしょう。同じ授業料を徴収してどうなのという話にもなると思います。義務教育課長どうですか、何か聞いておられませんか。

義務教育課長

その件について、こちらで改めて調査した経緯は現在のところはございません。ただ、将来的に考えたときには、市町村の財政を考慮しながらも、小中学校の教室へのクーラーの設置については考えていられるものと希望というか、考えているところです。

大関衛委員（分科員）

歯切れが悪いのですが、うちの同僚議員の一般質問に尽きると思うのです。その学校によって、快適に勉強できる場所と、そうでない場所が出てきます。これはやはり教育県だということを非常に売りにしている本県としては、何か足並みがそろっていないという感じはしますし、例えば高校だってそうではないですか。新しく出来たところは冷暖房完備ですが、古いところは冷房も暖房も余り芳しくないという状況です。これは、同じ授業料を取っていてどんなものですか。

高校教育課長

確かに委員御指摘のとおり、比較的新しい学校では普通教室に冷房が入っている学校も多くあります。それに対しまして、かなり建築の年代が古い学校は、暖房においてもなかなか厳しい状況にあるということでもあります。

ただ、これから例えば老朽化した校舎の改築や統合校における校舎新築という機会を活用して、できるだけ快適な環境整備ができるようになるのではないかと考えています。

大関衛委員（分科員）

高校は県の所管で、義務教育に関してはそれぞれの自治体の判断でしょうから、どうこう言うつもりはないのですが、ごらんとおり異常気象なわけです。例えば受験を控えた高校3年生の部屋には、やはり冷房や暖房を付けてやるということも、県の教育委員会で一考の余地があるのではないですか。一般質問を見ますと、非常に体調が悪くなる生徒も出ているという質問もあったように私は記憶しているのですが、夏に熱中症になったりするのは、非常にまずいと思うのです。

高校教育課長

御指摘のとおり、特に3年生は進路を考えまして、夏休み中でも補習を行ったりしますので、冷房の必要性がそれぞれの学校であると考えています。まず、いろいろそれぞれの学校で工夫している状況にあり、

例えば扇風機を各教室に取りつけるという形で対応しているところもありますし、それから教室には難しくても、特別教室等に冷房設備をかなり設置して対応しており、難しい中でも何とか工夫しながら進めているのが現状です。将来的には少しずつでも環境が整っていけばよいのではないかと考えています。

渡部英治委員（分科員）

施設整備室長に聞きますが、今回は平成30年度の第1次補正予算限りなのですね。12月中旬で提出して、国への申請が12月下旬までなのですが、これから、この県内市町村の動向にある11市町村以外からは出てこないと判断していますか。

総務課施設整備室長

文科省（文部科学省のこと）の説明では、この措置については今回限りであるという説明がございました。また、事前の調査がございまして、そのときにやりたいところは手を挙げてくれと、それ以外については認めませんという説明もございました。

渡部英治委員（分科員）

25市町村に通知を送付して、秋田市はやらないが、全部から答えは来ているのですか。

総務課施設整備室長

文科省の調査ということで来ていますので、全ての市町村にその調査を配付し、実際やるかどうかも含めて検討した上で回答をしてくれということにしていますので、その調査の段階で回答をよこして、何らかの形で実施したいという市町村はこの11市町村であるということです。

渡部英治委員（分科員）

先ほどの説明では、国の負担割合が3分の1で従来よりも有利だという説明をしていませんでしたか。聞き違いでしたでしょうか。

総務課施設整備室長

国の3分の1という部分については、従来の文科省の補助金と同じなのですが、残りの実施自治体分の3分の2について、後で交付税で補填するところがございます。そういう点で従来の補助金より有利であるという説明でした。

渡部英治委員（分科員）

交付金については、どういう内容なのですか。

総務課施設整備室長

文科省の説明では、残り3分の2について、通常であれば起債が75%で、残り一般財源という形になるのですが、今回については全て起債でやって構わないということでした。そのうちの60%については後で地方交付税措置をしますということでした。ですので、文科省の説明としては、従来の補助金であればそれぞれの自治体の負担は約52%であるが、今回については27%程度になるという説明でした。

渡部英治委員（分科員）

これで最後にしますが、せっかく有利な交付金があるので、11市町村と国の事前調査で決めたとありますが、もしかしてその辺をきちんと理解しないで、今回出おかれて、手を挙げていないところがある心配はありませんか。

総務課施設整備室長

文科省からもそういうことのないようにしてくれということでしたので、調査漏れはないと思っています。

渡部英治委員（分科員）

確認しなくてもよいですか。

総務課施設整備室長

確認しています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

続きまして、幼保推進課の質疑を行います。

薄井司委員（分科員）

利用者負担分のところですが、これは国と地方で負担ということですが、大体半年分の予算を平成31年度にするということですか。

幼保推進課長

県として4分の1の負担割合になるという見通しになってはいますが、最終確定がまだで、最終決定を待って、もし必要であれば当初予算に計上することを検討していくことになります。

薄井司委員（分科員）

大体どれくらいの予算規模になるのですか。

幼保推進課長

現在まだ最終的な詰めは行っておりませんので、少し幅があるのですが、県の負担としては、半年分で5億円から6億円ぐらいになるものと推計しています。

薄井司委員（分科員）

財源はどうなりますか。

幼保推進課長

消費税が来年10月から10%になり、2%上がるということで、その分の一定割合が地方消費税として収入になりますし、それ以外にもその部分について交付税の補填措置があるとされていますが、そこら辺ははっきりはしません。

北林康司委員（分科員）

課長、今負担している額が幾らかとかということをおの人に——幼児教育が無償化になるが、県の負担がまだあるわけでしょう。それは幾らぐらいになるのかを少し教えてあげてください。

幼保推進課長

参考の部分の図にあります公費負担、県4分の1ですが、ここについては県として49億4,500

万円程度、いわゆる認可施設等々に運営費として支給しています。そこに加えて、更に今保護者が負担している保育料について今度国、県、市でそこも負担しようということになります。年間10億円から12億円ぐらいの負担増になるということです。

北林康司委員（分科員）

いいですか、皆さん。それだけ負担があるということ。だから、幼児教育が無償化になるが、県の負担は増えますよということです。

委員長（会長）

続きまして、生涯学習課の質疑を行います。

大関衛委員（分科員）

やはり旧県立美術館については、何回も言うようですが、うまくいかないものですね。最初から解体しておけばこういうことにならなかったのに、秋田市が10億円掛けて使うという非常にありがたい話です。解体費用目途とありますが、どのぐらいの県の持ち出しになるのですか。

生涯学習課長

解体費相当額というところですが、平成26年度の老朽度調査の見積もりで1億5,600万円という数字が出ていますので、解体相当額とは、この金額と捉えていただければと思います。

大関衛委員（分科員）

こちらのほうとしては解体相当額を負担し、あとは秋田市に利活用してもらえということですね。仮に10億円でリニューアルし、秋田市に使ってもらえれば、この建物は何年もつものですか。そういう計算はないのですか。

生涯学習課長

秋田市で出している冊子に長期の修繕計画が書かれておりまして、おおむね50年ぐらいは利用する計画と書かれています。

大関衛委員（分科員）

これは初期改修の10億円ではなくて、今後50年、秋田市でこの建物を大事に使っていくという計画なのですか。50年でどのぐらいお金を掛けるのですか。

生涯学習課長

秋田市の資料によりますと、新たに改修した後の計画では、おおむねこの後10年、その後5年、さらにその後5年、10年、10年という形で修繕計画は立てており、総額で約18億円ぐらいの経費だと思えます。

大関衛委員（分科員）

10億円プラス18億円ですか。

生涯学習課長

今回の初年度の改修工事も含めて、おおむね18億5,000万円と出ています。

大関衛委員（分科員）

話をまた蒸し返すわけではないですが、そうだとすれば、新しい美術館を造るときに、美術館としては使えないということで新しく美術館を造ったわけですね。何年もたたないうちに、今度は使い勝手が悪いとって今の新美術館を改修して、企画展もなかなか大変だということで、いろいろ県費も持ち出して頑張っているわけですね。ボタンのかけ違いというのはこういうことなわけです。前のことをどうこう言うつもりはないです。県政を二分する議論になったのだが、新美術館からこの屋根を見えるように設計したということは、今の新美術館があるうちはこの美術館は残っておいてもらわなければ困るというふうに——はっきり言えば文化遺産物ですね。秋田市の方々はそういう思い入れが非常に強いという説明だったのですが、課長、東京から来て、あの建物はやはり秋田市民の憩いのものという認識を持たれますか。

生涯学習課長

私も美術館を見に行ったりしました。そこで今、ワークショップなどを行っているところですが、そこで担当されている方に話を聞く機会がありました。聞く限りでは、ここを長く残るように使っていきたいということを知っているところです。

大関衛委員（分科員）

いずれにしても、1億5,000万円ぐらいで、県はこれを手放して、秋田市さんよろしくお願ひしますということによろしいわけですね。

生涯学習課長

そういう形で補助することで、これから秋田市と本格的に協議していきたいと思っています。

北林康司委員（分科員）

課長、1億5,000万円ぐらいと言明してよいのですか。

生涯学習課長

そこは御指摘のとおりでありまして、我々のほうも秋田市に対して解体費相当額は幾らなのかと言われたときに、移転の基準としてその当時の額はお示ししているところです。詳細の金額については、これからまた秋田市から詳細な設計が出てきますので、そこで交渉して、2月の議会に具体的な数字を挙げていきたいと考えています。

北林康司委員（分科員）

私は、この文言が少し気になっていたのです。解体相当費と書くものなのかなという感じです。これから交渉があつて、何となく増えそうな感じがするのですが。まあよいです。頑張ってください。

大関衛委員（分科員）

1億5,000万円と言ったら、1億5,000万円を抑えてもらわなければ——例えば先ほど議論になった企画展は、交渉事だからコンクリートできな

いと言って、こっちは1億5,000万円以上出せませんと言うことでは、何か一貫性がないのです。1億5,000万円と言ったら、ある意味、1億5,000万円を抑えてもらわなければ困りますよ。先ほどの続きですが、交渉事ですから。言葉尻をつかまえて申し訳ありませんが、それだけお願いします。またこれが例えば3億円も4億円も出せなんて言うことになったら、まとまる話もまとまらなくなります。解体費相当額と書いた以上、その額にしてもらわなければ困ります。それだけ1つ、お願いします。

生涯学習課長

具体的な金額、最終的な数字については2月議会にお示ししたいと思いますが、昨年の議会においても知事のほうから解体費見合いベースでということと、1億6,000万円ぐらい掛かるというお話もございますので、我々はこれをベースに協議していくと御理解いただければと思います。

渡部英治委員（分科員）

関連なのですが、実は今金額の話で、解体費相当額という話が出ていますが、私の記憶では、当初は新たな県民負担はないという受けとめ方をしているのです。譲渡する段階で、秋田市から要請があったので、その要請にどう応えていくかということまでは行っているのです。ただ、今北林委員、大関委員から出たように、これがあたかも1億5,000万円という解体費相当額を負担することを了解して進んでいる形を今の段階でとってよいのかどうか。やはりそういった要請がありましたということと、それを前提に進めているのでは全然意味が違うのです。少なくとも、県民は新たな負担はないのではないかと思っている人がいるはずですが、したがって、協議をしていくとは正にそうなのですが、議会としてもそういう意味では、相当慎重に取り扱わないといけない事項ではないかと認識していますが、その辺はどうですか。

生涯学習課長

今の時点で秋田市から明確に同意が来ているという話ではございません。我々としては、これまでの知事の答弁を踏まえて、こちらの考え方としてこれをベースにさせてもらいたいということを秋田市に伝えているという現状です。

渡部英治委員（分科員）

念を押すわけではありませんが、2月議会に出しますと言っていますが、今の話をコンクリート化するのではなく、いろいろなことを協議しながら、その協議の上で、2月議会に提示してくるということと理解してよろしいですか。

生涯学習課長

コンクリート化しているものではございません。

秋田市の考え方もあると思いますので、その辺は正に協議していきたいと思っています。

【何事か呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、文化財保護室の質疑を行います。

菅原博文委員（分科員）

近江谷室長からファクス等を頂くと、うれしい文面が流れてくるので、非常に期待しながら待っています。

今回登録が1日延びました。そのおかげでテレビの中継が大分増えました。ほかの来訪神が日本全国にある中で、現場からの中継が2回あったり、男鹿のナマハゲが紹介されて非常に良かったと思っています。このような取材の申し込みは県を通して行うのですか、その辺のルートを教えてください。

生涯学習課文化財保護室長

今回の男鹿市役所での中継に関しては、直接マスコミが向こうのほうに申し込んでやっていたものと思います。私どものほうにも何点か質問等はありませんが、基本的にはマスコミと市役所でやりとりをしていたと認識しています。

菅原博文委員

ということは、別に県を通さずに、そういうイベントの取材とかは市が直接やっているということと理解してよろしいですか。

生涯学習課文化財保護室長

マスコミのほうから、例えば県にも何かイベントがありますかという問い合わせがあつて、うちでは看板を上げますという話をしました。そうするとそこに取材に来るという状況でしたので、直接市町村とやっていると考えています。

委員長（会長）

その他の所管事項について何かございませんか。

薄井司委員（分科員）

今回12月6日に中教審（中央教育審議会のこと）の特別部会において中間まとめが出されていますが、そのことに関して、教育長のほうから、これからどういうことについて重点的に取り組むのか。それから、今回の給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法のこと）の関連部分、一番かなめとなる部分が手つかずの状況であったことを踏まえて、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

教育長

中教審の働き方改革の特別部会の中間まとめですが、その前の段階の中教審で資料に私は目を通して、その中で給特法の件や変形労働時間制を導入することなども出ておりました。私もその会の中で書いたものを渡してきて、一部発言しました。いろいろよい点もあるが、また問題点もあるということ

は一応伝えてきました。その後結局、例えば変形労働時間制の導入に関しては、一律に導入するというだけでなく、自治体ごとにいろいろ違ってよいということも結構出ていました。非常に混乱を引き起こすことにもなりかねないということも、意見としては伝えてきたのですが、この後どういうふう最終的にまとまっていくのか。多分給特法には当面手を付けない、あるいは変形労働時間制に関しては導入の方向で行くのは最終的に変わらないとは思いますが、それを各都道府県、市町村、教育委員会がどう受けとめて、最終的にどのように教員の時間外労働時間の軽減につなげていくかは、なかなか私自身も考えてもうまくつながらない部分は確かにあります。

ですから、まず一つ我々としては、今働き方を考えている学校の校長先生にリーダーシップをとってもらい、学校でできることをもっとやってくださいということを強くお願いしています。その中で、大分学校も変わってきているのですが、やはりどうしても一部の先生の時間外勤務が多いという状況は見受けられ、それが一番心配な点であります。ですから、その辺をこの後どう改善していくか、どう是正していくかということが1つです。

それから、教員の意識そのものは結構変わってきてつつありますが、やはり全ての教員が全部、今回のいろいろな答申案等を受けて意識がすぐ変わるかということ、なかなか簡単に変わる状況にもならない。時間が掛かるのかという感じは持っていますので、来年あるいは再来年からがらっと変わるかは、なかなか期待できませんが、徐々に働き方に対する意識を変えていき、負担が少しでも減っていくように、県としては各市町村教育委員会を通して、小中学校へ、県立学校であれば直接、また我々が校長にお願いし、校長から強く指導してもらおう方向で変えていくようにしたいと思っています。

薄井司委員（分科員）

多分来年の1月ぐらいには、また中教審から答申が多分あると思っているのですが、そのときは教育長は委員としてまた出席することになるのですね。

教育長

日程がいつになるのかによりますが、私は中央教育審議会の総会のメンバー、初等中等教育分科会のメンバー、教育課程部会のメンバーです。中教審の30人のメンバーでもありますが、同時に分科会や部会、あるときは特別部会など、多いときは5つぐらい入っておりまして、大変だったのです。ですから、例えば議会のときは当然議会優先で向こうは欠席していますので、どういう日程がこの後組まれてくるかによって、出席できるかどうかまだ分かりません。でも、出てくるものは飽くまでも中央教育審

議会から国への答申ということですので、国はそれを受けてまた法整備等が必要なところはやっていく、あるいは予算獲得に絡むところは予算のほうでやっていくという流れになりますので、私がそのとき行って1回発言すればがらっと変わるとかということではありませんので、そこは御了解いただきたいと思います。

薄井司委員（分科員）

まず、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思えます。もう一点なのですが、その中で変形労働時間制の部分が狙上に上がってくるとすれば、どういうスケジュール感でいく予定になっていますか。

【何事か呼ぶ者あり】

義務教育課長

12月7日付の新聞が手元にあるのですが、それには文科省は各自治体に対して2020年4月までに指針に即して勤務時間の上限を規則でやることを求めるとか、変形労働時間制のことについてもという記載がありますが、正式にはやはり教育長が一番分かっている話ですので、私たちは今のところ新聞記事の情報と教育長の情報しかない状況にあります。

薄井司委員（分科員）

プリントアウトされた中身は、見ていないということですか。

義務教育課長

それは素案でありまして、まだ公式なものとしての拘束力の問題と、それが答申という形で文科省に出ていくと思いますので、まだ我々のところでは正式なところは分からないという状況になります。

薄井司委員（分科員）

いろいろな課題——先ほど教育長がおっしゃったように今回は給特法の中身、4%の部分（教職調整額のこと）は盛り込まれなかったということなのですが、教職員は4月、6月は非常に忙しい時期になると聞いています。7月ぐらいに体調を崩して、入院したりする場合があって、変形労働時間制により忙しいところに時間外を多く持つていくような、そういうことも想定されるのかではないかと思うのですが、そこら辺はどのように考えていますか。

教育長

教員は年度当初、特に4月、5月、6月が大変忙しいのは、みんなそうなのですが、例えば4月にある学校、あるいはある市町村で、その月は先生方は実質午前8時には皆具体的に仕事をしているから、帰りは午後5時45分あるいは6時までにはいるので、それをみんな勤務時間にしましょうとなれば、そこで勤務時間がもう7時間45分、あるいは8時間を超えているわけですね。その分を全てカウントして、それをいわばためておいて、例えば長期休業中に、その分の勤務時間を減らすという形で調整するの

一つの変則的な勤務の仕方になります。ところが、これも校種によって夏季休業中に先生方が全部同じようにゆっくりできるかという点、例えば高等学校であればいろいろな大会や研修等があり、必ずしも全部そのとおりとれません。それから、土曜日、日曜日勤務した分を振り替えて休むときもあります。振り替えを長期休業中に取得するケースがあるのですが、本来長期休業中にいろいろ調整できると思われる部分がなかなか調整できないという実態もあります。小学校の場合と中学校の場合ではまた違っていて、だからそれを一律にやれるかどうか、あの学校あるいはあの市ではこういう勤務形態をとっている、この市では別の勤務形態をとっているということで、ばらばらになると。それで、一般の方々にそこをきちんと説明して理解してもらわないと、教員の勤務がみんなばらばらでおかしいのではないかと当然思われるわけです。だからいろいろシステムを新しく変えていくとすれば、これは当然家庭の方々、そしてまた一般地域の方々にもしっかり説明して理解していただくようにしないと、こういう制度はなかなか導入できないと捉えています。そういう面でも、非常に導入はそう簡単にいかないと個人的に思っています。

薄井司委員（分科員）

事務職員等もいますので、その形態が複雑になれば、余りよろしくないと思います。労働条件の関係については、恐らく労働組合との交渉の中でやっていくのかと思いますので、ひとつよろしくお願いたいのですが。

義務教育課長

実は11月29日に多忙化防止協議会をこちらで開催させていただき、校長会、職員団体の代表の方も出席しておりました。その会議の後段で、変形労働時間制について、感覚的にどのような考えをお持ちかという内容を問うたところ、やはり今の段階では良いとも悪いとも言えないというのが大方の意見であったように思います。

ただ、附属学校（国立大学法人秋田大学教育文化学部附属小学校・中学校・特別支援学校のこと）では、数年前からこの制度を実施しているようです。例えば長期休業中にふだん長く働いた分をまとめ取りをして休暇に充てるなど、いろいろな事例もあるようですが、逆にいろいろデメリットもあるようですので、やはり教育長から話あったように、状況を見ながら考えていく必要があるのかと思っています。

薄井司委員（分科員）

あともう一、二点伺って終わります。時間の管理というものが素案の中でも出ていますが、タイムレコーダーの関係など、そういった時間管理に必要な

ものに対する財源等については、来年度予算においてどのように考えていますか。

義務教育課長

実は、去年も同じような会議を開いたのですが、その中で進んでいると思ったのは、各市町村で、タイムカードについては、かつてゼロだったのですが、導入している学校があることと併せて、大半の学校で紙ベースの時間管理から、パソコンなどによる学校の校務支援システムを使って教員の勤務時間を管理するという手法に、1年間で随分変わったという感覚を受けていますので、お金を掛けずとも、市町村から職員に支給されているパソコンを活用しながら時間管理をしているところが非常に増えてきているという感覚がありますので、そういった取組を紹介していく必要があると思いました。

教育長

そういう形で、職員の勤務時間の管理を管理職がしっかり行うというのが第一だと思います。それを基に教頭あるいは副校長、そして校長がいかにか実効性のある指導をして変えていくかということだと思いますので、その辺は最終的に学校でしっかり実施されるように、我々としてはかかわっていきたいと思います。

薄井司委員（分科員）

教育長は人事権もありますので、是非マネジメントのしっかりできる管理職を登用していただきたいと思います。

以上です。

大関衛委員（分科員）

最後なのですが、近代美術館の昨年度の決算が出てこないわけです。私は苦言を呈すわけではないのですが、せっかく正副委員長会議で冒頭申し上げたとおり、常任委員会で数字的なことも聞かれるから準備してくださいという話を申し合わせているわけです。当然議会事務局を通じてそのことは伝わっているわけです。近代美術館は本日は土日の代休だということで、きょうは総務班の職員がいないということのようなのです。それはそれでよいですよ、先ほど来薄井委員が話すとおり、公務員も学校の先生もお忙しいでしょうから。ただ、一般常識でいけば、きょう常任委員会の審査に債務負担行為が出ているわけです。担当である近代美術館の総務がいないというのは、これは何度も言いたくないのですが、やはり美術館の運営に関する意識が希薄だと思います。当然質問が出る可能性もあるわけですから、総務部門が、土日の代休をとるなどとは言いませんが、常識論でいけば、きょう審査があるのはずっと前から分かっているわけです。教員委員会として、今後当初予算や決算で、自分のところの審査があるとするならば、誰かが責任持って連絡がすぐ通じるようにし

ていかないと、きょうみたいなことが起きますよ。
是非徹底してもらいたいです。教育長、いかがですか。

教育長

その件に関しましては、本当に申し訳なく思います。
その後そういうことのないようにしっかりやっ
てまいります。

委員長（会長）

今、近代美術館の開催実績の説明資料が届いてい
ないということでしたが、中山課長、あす以降とい
うことでよろしいでしょうか。

大関衛委員（分科員）

我々が皆戻ってから、皆さん方が説明に来るので
すか。そこなのですよ、議会に対する対応というの
は。ファクス送って、はい、これで結構です、審査
も終わりました、それでよいのですか。

生涯学習課長

資料が遅れましたことについては、大変申し訳ご
ざいませぬ。それに職員も代休をとっているとい
うことで、済みませぬ、これは以後気を付けたいと思
います。資料については、必ず委員に届くようにし
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（会長）

あす以降ということですね。

以上で教員委員会関係の所管事項についての質疑
を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日木曜日、
予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件に
ついての討論、採決を行います。

散会します。

午後 3時 5分 散会

平成30年12月18日（火曜日）

本日の会議案件

1 教育委員会関係の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午後0時45分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
高校教育課長	渡部克宏
特別支援教育課長	小林司
保健体育課長	高橋周也

委員長

ただいまから教育公安委員会を開きます。

本日の委員会を開きます。

教育委員会の所管事項に関する審査を行います。

執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

教育長

皆様の貴重な昼休みの貴重な時間を頂いておりますことを、大変心苦しく思っています。

先般11月12日の教育公安委員会において、教職員による2件の不祥事についてお詫び申し上げただけでございますが、その時点で調査確認中でありました事案3件について、本日ご報告申し上げますこととなり、誠に慚愧に堪えません。児童生徒並びに保護者の皆様をはじめ、本県の教育に対し多大のご支援とご協力を賜っています関係の皆様衷心よりお詫び申し上げます。内容につきましてはこの後担当課長からご説明申し上げますが、このたびの事案をおこした教員は教育公務員としての自覚が大きく欠如していると言わざるを得ず、児童生徒、保護者そして県民の皆様からの信頼を大きく損ねる事態となっていることを痛切に感じているところであり、本当に残念でなりません。

先月行われました県立学校の校長会議の場では、非常事態宣言が続いているということを改めて伝え、平成17年10月5日付けの県議会の決議文を配布し、「組織をあげて不祥事再発防止に向けて全力で取り組むよう強く求めるものである」という決議文の最後の部分に込められている議員の皆様強い思いを特に強調しながら、不祥事防止に向けの取組を徹底してもらうよう指示したところでもあります。この後県立学校長とは1月に入ってから個々に面接を行い、個々に不祥事防止に向けて心にしっかりと届く言葉で強く指導してもらうことを要請する予定であります。また小中学校につきましても各市町村の教育委員会を通じて、指導対策の強化を図ります。引き続き粘り強く不祥事の防止に向けて対策を徹底するとともに不祥事に対しては厳しい姿勢で対応してまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

高校教育課長

【教職員の懲戒処分について当日配付資料により説明】

特別支援教育課長

【教職員の懲戒処分について当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいま説明についての質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

大関衛委員（分科員）

ちょうどあした総括（予算特別委員会の総括質疑のこと）ですので、議会対応について確認させていただきます。

そもそも、当初から予定されていた常任委員会の所管事項審査に間に合わなかったのはどういう理由からですか。知事部局の福祉環境委員会は所管事項審査で報告しています。きょうは変則的な時間帯になりましたが、我々の当該委員の常任委員会の所管

事項審査に間に合わなかったのはどういう理由によるものですか。総務課長、お願いします。

総務課長

私どもとしては、事案が発覚した後調査に努めてまいりまして、12月10日の常任委員会に間に合うように調査ができないか、また臨時の教育委員会が開けないか慎重にやっていたところでした。体罰事案については、保護者、生徒等調査人数が多く時間を要したこと、また器物損壊については警察の取り調べ等もあり、実際に調査できる日にちが限られておりましたので、12月の2週目に入ってしまう状況になりました。大変申し訳ありませんでしたが、常任委員会には間に合わなかったというところでした。

大関衛委員（分科員）

あしたもお聞きしますが、議会は今2会期制で、日程は全て皆様方もお分かりかと思えます。少なくとも1年のタイムスケジュールがありますので、大体この辺りに委員会だというのは当然分かるわけです。教育委員会の開催も含めて、どうか知事部局のように前倒しして報告できるようにしていただきたいと要望を申し上げておきます。

議事録を拝見していませんが、度重なる不祥事で、教育委員会ではどういってお話がありましたか。

総務課長

教育委員会では、注意喚起等を重ねてきている中で、非常に残念であるというお話を頂いています。また、内容につきましても、個々の教職員に対し、いま一度不祥事防止を徹底してくださいという意見を頂戴しています。

大関衛委員（分科員）

処分については、ほぼ妥当だという皆様方の御意見でしたか。

総務課長

処分については、3件あったうち、多少御意見がございましたが、原案のとおりで決定ということで決議を受けたところです。

大関衛委員（分科員）

それでは、個別にお伺いします。

大変迅速な対応をしてもらって、私は会議の最中にファクスを頂きまして、その後、週末を利用して、私なりに調べさせてもらいました。

まず、高校教育課の体罰事案に係る処分です。個人情報がありますので、私は分かっているのですが、この方へ聞き取りをしたのは今回初めてですか。以前こういう情報提供はございませんでしたか。

高校教育課長

当該教諭につきましては、前任校で、十数年前であります、1度やはり暴言等不適切な発言により、

校長から厳重に注意を受けています。

大関衛委員（分科員）

今回のこの処分、減給10分の1、1カ月については、教育委員会では妥当だということで全会一致により決められたのですか。

総務課長

懲戒処分基準では、標準の例を示しているのですが、その例では、体罰等の場合は戒告となっています。そうした中、繰り返し事案が発生したということもございますので、その基準を超えて、こうした処分案として提案したところでした。教育委員の方々も、まずこれで妥当とお話しをいただいています。

大関衛委員（分科員）

これは、試合中に周りに観客が多くいた中で起こった事案ですか、それとも校内で行われている部活動の練習で起きた事案ですか、そういう詳しい状況を教えてもらいたいです。

高校教育課長

練習試合あるいは練習中に、このような行為があったということです。公式の試合中ではございません。

大関衛委員（分科員）

練習試合ではどのような体罰事案があったと御確認なさっていますか。

高校教育課長

練習試合というよりも、練習試合が終わった後に、ミスをした生徒、あるいは監督の目から見てふがいない試合ぶりであったことに対して厳しい指導があったと理解しています。

大関衛委員（分科員）

具体的にはどのようなことがあったのですか。

高校教育課長

1つは、ミスした生徒の太ももの部分に対して、力を入れる部分はここだということで、平手で四、五回たたいたという事案が1つありました。もう一つは、やはり負けて帰ってきた選手に対して、タオルを振り回すか投げるかということで、生徒の顔をかすめてコンタクトがずれるということもございました。あと実際に生徒にぶつかったりしたわけではございませんが、手元にあるものを投げるということでした。座布団やペットボトルなどです。そういった行為もしばしばあったということです。

大関衛委員（分科員）

この方は、今回に限らずこういう指導方法をずっと続けていたと聞いていますが、投書の内容はどのような内容ですか。

高校教育課長

投書の内容につきましては、今年度6月に入ってから状況についてのものであります。それ以前につきましても、似たような状況があったというよ

うなことはありましたが、今回我々のほうできちんと調査して、おおよその日時が確定できるということで処分の対象としたものです。

大関衛委員（分科員）

そうしますと、この方は前の学校で注意を受けて、今の学校に来て、恒常的にこういう指導をしていたということによろしいですか。

高校教育課長

いつからとなると、こちらでも把握していない部分がありますが、少なくとも今の生徒がいる段階ではこのような指導が行われていたものと考えています。

大関衛委員（分科員）

教育委員会に投書が来る前に、学校にも相談していた事実について、皆様方は把握しておられますか。

高校教育課長

学年あるいは担任にそういった相談があったという事は聞いています。

大関衛委員（分科員）

そのときにこの高校は、学校長を初め担任はどのような対応をとられましたか。

高校教育課長

それについて、やはりきちんとした適切な対応がなかなかとれなかったところが、こういう対応の遅れにつながったのではないかと考えています。

大関衛委員（分科員）

そうしますと、教育委員会に来る前に学校に対して相談があり、そのときに学校側として、処分された教諭に対してきちんとした対応がとられなかった。そういったことで、またやむを得ず教育委員会に投書が来たということによろしいですね。

高校教育課長

やはり生徒のほうからそういうサインといいますか、兆候があったことをしっかりと受けとめて対応ができなかった部分是否定できないものだろうと考えています。

大関衛委員（分科員）

この高校は、なぜこういう事案に対して対応できなかったのですか。

高校教育課長

やはり危機意識といいますか、その辺の感度が低かったのではないかとこちらとしては考えています。

大関衛委員（分科員）

大変申し上げづらいのですが、ある意味指導者として、こういうやり方を長年黙認してきたということではないのですか。

高校教育課長

黙認してきたということではないと考えていますが、やはり管理職としては、日常の指導につきましては、もう一步踏み込んだ形での対応が必要ではな

かったかと考えています。

大関衛委員（分科員）

ですから、再三学校長のマネジメントという話になるわけです。大変申し訳ないのですが、地元では大変熱血指導で有名な方だという情報を私は得ています。

保健体育課長、出張中にわざわざ戻ってきてもらいまして大変ありがとうございます。かつて部活動の指導マニュアルを私ども配付いただきまして、私も読ませていただきました。この教諭は、そういう講習会に参加していますか。

保健体育課長

当該の教諭につきましては、研修会、講習会への参加はございませんが、当該の学校の特別活動主任という、運動部活動を総括している担当教諭が参加し、研修の内容については必ず学校に持ち帰り、各校の顧問に伝達するようにという指導はしております。

大関衛委員（分科員）

その方が、この教諭にお話ししたという確認はとれていますか。

保健体育課長

その確認はとれておりません。

大関衛委員（分科員）

この件に関しては、私なりに聞き及んでいる範囲では、今回のこの期間のみならず、相当以前からこういう指導があったと把握しています。そういう中で、それを未然に防げなかった学校側の対応に、私は非常に問題があると思っています。今回の処分は処分として、やはり昨今、スポーツ界において、体罰とか全国ニュースで大変問題が起きています。まさしくこういう指導がまだ本県であったということは、私は非常に恥ずべき案件だと思っています。この処分の妥当性については教育委員会の判断を尊重しますが、今後やはりこういった指導方法をそれぞれの部活、学校で再度点検する用意があると思いますが、教育長いかがですか。

教育長

ずっと運動部に自分もかかわっていましたが、正に私から見ても一番許されない指導方法であると考えています。改めまして、いろいろな機会でお話しているのですが、この後も引き続き、特に保健体育課長にも入ってもらって、厳しく指導の在り方について指導してまいりたいと思います。

委員長（会長）

本日の審査の続きは後日改めて行います。審査の日時については、日程調整後にお知らせします。

散会します。

午後1時11分 散会

平成30年12月19日（水曜日）

本日の会議案件

1 教育委員会関係の所管事項（質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午後0時44分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡宏
高校教育課長	渡部克宏
特別支援教育課長	小林司
保健体育課長	高橋周也

委員長（会長）

ただいまから教育公安委員会を開きます。

本日の委員会を開きます。

きのうに引き続き教育委員会の所管事項に関する審査を行います。

質疑は各課一括して行います。

渡部英治委員（分科員）

きのうの大関委員の続きになりますが、高校教育課の中央部の県立高校の事案については、体罰とい

うくくりになるのですか。

高校教育課長

昨日お話ししました太ももを平手でたたいたという事は、体罰に当たると考えています。また、不適切な発言などにつきましても、生徒に精神的な苦痛を与えたのは体罰と同じようなものということで、国のガイドラインにも示されていますので、そういうふうを考えています。

渡部英治委員（分科員）

確認させてもらいますが、処分の内容ですが、きのうの話では、過去にもそういったことがあったということで、それも加味してのいわゆる懲戒という結果を出しているのですか。

高校教育課長

懲戒処分の規程にも、過去にそういったことがもしあった場合は加重することがありますので、そういったことを視野に入れて処分を考えています。

渡部英治委員（分科員）

処分の結果については、私は重いか軽いかとかやかく言いませんが、ただ問題は、部活の関係があるのです。いつも言いますが、こういったことがあった後、生徒に対しての部活の指導はどうしているのか教えてください。

高校教育課長

この事案が発覚した後に、当該教諭は部活動を外れています。学校で、臨時的な措置ではありますが、外部の方に指導者として、技術的な指導をしていただいています。特に3年生等につきましては、この先の進路のこともありますので、気持ちの面、あるいは進路に向かう面も含めて十分なフォローを、校長を中心とするような指導体制をとっています。

渡部英治委員（分科員）

今課長が言ったように、やはりこの種の関係はフォロー、いわゆるケアです。生徒も指導者も替わる、それからそういった体罰的な感覚、1人だけだったのか、全体にそうだったかは今分かりませんが、ケアをきちんとやるのが一番大事だと思っています。また、これは多数の部員の方々がそういった扱いをされ、体罰のようなことはされたということですか。

高校教育課長

明確な体罰という点では、先ほど申し上げました、太ももをたたかれたということでありまして、それ以外に直接の体罰というのは、こちらでは確認しておりません。ただ、様々な不適切な発言や威圧的な行為につきましては、特に監督が期待している有力な選手を中心に、何人かの複数の生徒がそういった形で被害を受けていたということはありません。

渡部英治委員（分科員）

この懲戒の関係では名前を出さない、あるいは学校名も出さない扱いだと思いますが、いずれP

TAや生徒は当然分かっていると思います。そういった部分についてPTAに報告をしていますか。

高校教育課長

懲戒処分の後ですが、当該教諭は選手全員、保護者会に対して謝罪をしていますし、校長から説明もしています。これをPTA等で説明すべきかどうかという点は、そういった機会が今ありませんので、これから学校のほうと相談していきたいと思っています。

大関衛委員（分科員）

きのうの続きで、総括でも今後どうするのが重要だという話を教育長からして頂いたので、1点だけ伺います。体罰はないが、パワハラなのです。もう一度教育委員会で指導上、部活に限ったことではなく、パワハラの定義を周知徹底して、非常に不適切な行為だと——体罰ではないのですが、正直言って、パワハラなのです。指導方法の中でパワハラがあったことで今回処分を受けたので、パワハラに関してやはり徹底するようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

高校教育課長

我々もいろいろ個々のことだけでなく全体として捉えた場合、今御指摘のような状況があるのではないかと考えています。ただし、懲戒処分の規程の中に、我々職員同士のパワハラの規定はありますが、生徒を対象にしたものは、なかなか見えないところにありますので、その点は今後いろいろ研究させていただきたいと思っています。

大関衛委員（分科員）

パワハラということに関しては、これだけ世の中騒がれているので、今後の再発防止も含めて、そういう定義を盛り込んだほうがよいと思います。是非いわゆるこういう処分のときに盛り込むような方向で検討してみたほうがよいと思います。いかがですか、教育長。

教育長

そのように検討いたします。

渡部英治委員（分科員）

2ページの教職員の懲戒処分について伺います。特別支援教育課の20代の女性講師の事案についてです。なかなか教育現場でこういった事案は珍しいと思っています。何か感情的なものがあって、こういう行為に出たということですが、何かトラブルなどはなかったのですか。

特別支援教育課長

私たちもその辺のところを十分に周囲の教員からの聞き取りもしてきたのですが、特段これといった大きなトラブルは認められませんでした。

渡部英治委員（分科員）

あとこういう事案が発覚したとき、被害者もそう

ですが、学校全体として問題提起をしているいろいろ調査したにもかかわらず分からなくて、警察に被害届を出してこういうことが出てくる。ある意味では、警察に行く前に解決するのが本当は一番よいわけですし、学校現場ということを見ると、そういう努力が必要であったと思います。この事案の場合は、いつも言われている校長の指導力によるところは、大きいのではないかと考えているのですが、その辺はどうですか。

特別支援教育課長

確かに校長の日ごろからの状況の把握や指導が、もっと細かいところまで必要であったことが反省として挙げられると思います。今回も事案が起きた後、校内でいろいろなところで聞き取り等を行ったわけですが、その最中にも靴がなくなるということもありまして、やはりこれは内部の可能性がとても高いという判断で、内部の調査を行ってもなかなか難しゅうだろうということで、初めに警察に被害届ではなく、まずは相談に行ったということがスタートでした。

渡部英治委員（分科員）

普通であれば特殊な経緯なので、周りから見ても異常な関係というのは分かるのかと思ったのですが、特別支援学校を特別視するつもりはないのですが、先ほどの部活の件もそうですが、生徒に与える影響は、精神的な面とかいろいろなこと考えていくとむしろこちらが心配なのです。やはりこういった事案は起きてはいけないことですし、講師、職員の人間関係は非常に大事になってきていると思うのです。そういう生徒対先生、生徒同士、先生同士となったときに、やはり先生同士ではあってはいけないことではないかという感じです。私の経験では、こういった事案は初めてです。これは特別支援学校だけではなく、この種のトラブルなどは他にもあったものですか。

【何事か呼ぶ者あり】

渡部英治委員（分科員）

古い人が知っているでしょうか。

【「経験豊富でない」と呼ぶ者あり】

教育長

今回の事案は、本当に我々も実際の内容が分かってびっくりした事案であります。同僚の実際少し年上に当たる先生との確執で、結局自分がどうもその先生に対して、勝手に自分の中で敵意をつくり上げて、憎しみを出してしまい、それが今回のような行動に出たということです。正に小学校の児童同士であれば分からないわけでもないのですが、大人になってこういうことをやるのかということで、本当に信じられない感じです。こういうケースは私も初めてです。

【「あり得るのではないか」と呼ぶ者あり】

渡部英治委員（分科員）

そういう感じかと思いますが、先ほどの事案と今の事案を含めて、教育長が昨日非常事態宣言をして各学校にも周知するという努力をしていることは私も分かります。非常事態宣言もやるべきだということで話していますが、私はよく現場主義の話をします。教育長のみならず各課長方、現場経験ある課長、次長もいますので、何とか適宜現場に顔を出すような格好で、ちょっと気が付かない、そういった部分を耳打ちできるようなこともあると思うのです。風通しのいい職場が一番よいわけですが、そういったところも心がけながら、もう少し現場に足を運んでもらいたいし、何かあった場合でもそういういろいろな声が聞けるような職場風土を作ってほしいと思いますが、その辺はもう一回教育長からお願いしたいと思います。

教育長

今年は、5月1日から6月19日まで、県立学校、トータル六十数校、私1人で回るということで決めたので、1人で行ってきましたが、私だけではなくて次長、あるいは場合によっては課長、そして事案によっては保健体育課長にも入ってもらい、学校によっては複数で行く、あるいは単独で行くところもあってよいと思います。そういう形で、年度当初になるとスタッフが替わりますので、替わり目はやはりきちんとまたもう一回、基本的なところは一人一人の先生が原点に戻ってきちんと心に大事なことをとどめてもらう気持ちになってもらわなければいけませんので、そういうことを考えて、次年度に向けてこの後考えて計画していきたいと思います。

北林康司委員（分科員）

今までの話を聞いていても、先ほど渡部委員からもありましたが、私がずっと申し上げてきたように、校長のマネジメント、会社でいけば校長は社長ですから、この責任をしっかりととっていただくようにしてもらったことはよいと思いますし、とってもらったからよいのではなく、それだけ目配りをしなければいけないということについて、もっと頑張っていたかなければいけないという話です。

それともう一つ、きのうも申し上げたかもしれませんが、この種の件で課長から恐る恐る電話がかかってきて、あした新聞に出ますからファクスしますというやり方は、私は良くないと思います。皆さんに謝れとかではなく、やはり事案が起きたところで、こういう事案が発生してしまいましたと。それを新聞社に言うかどうかは別として、そうでなければ、こういうことがあったことが処分が出てから初めて分かるやり方では——我々はただその報告を聞いて、処分に対しては別に口を挟めない話でしょうからと

ということだと、聞いているほうとしては歯がゆいというか、何と言ってよいか分からないのです。変な話、ただの報告でしょう。やはり事案があった時点で、「こういう事案が発生してしまいました、これについて今調査中ですので、分かり次第また報告させていただきます」ということぐらいでもよいのですが……。そこで意見が2つ、3つは出るかもしれませんが……。どうです、教育長、そういうことに持っていけないと、ずっと知らないでいきなり「ぼん」と出てくるというのは、何か異例だというか、違和感を持ちます。

教育長

いろいろなケースがございまして、一律全てそうできるかどうか、それは今ははっきり申し上げられないのですが、まず状況に関してはできるだけ早く、事案が出た時点で、こちらからはっきりしない部分は当然誰にもお話しできませんが、お話しできる部分に関しましてはお知らせするようにしたいと思います。

北林康司委員（分科員）

私は、とにかくこういうやり方に何となくずっと違和感があるという感じです。「えっ、こんな事件があったの」という感じになるでしょう。聞いて幾つか質問して、あとは終わりという話ですから、そこら辺は十分考えていただきたいということを申し上げておきます。

委員長

ほかにございせんか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会の所管事項についての質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月20日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件についての討論、採決を行います。

散会します。

午後1時2分 散会

平成30年12月20日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第206号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第207号
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第224号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第225号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 請願第2号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について(継続審査とすべきもの)
- 6 請願第7号
秋田県の高等学校再編整備計画の見直しの検討について(継続審査とすべきもの)
- 7 請願第11号
高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について(継続審査とすべきもの)
- 8 請願第22号
教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について(継続審査とすべきもの)
- 9 請願第24号
国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について(継続審査とすべきもの)
- 10 請願第25号
特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について(継続審査とすべきもの)
- 11 請願第51号
私学助成に関する意見書の提出について(採択すべきもの)
- 12 意見書案(委員会提出)
私学助成の充実強化等に関する意見書(検討)(意見一致)(提出決定)

本日の出席状況

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課	飯坂諭
議会事務局政務調査課	高橋健
教育庁総務課	川田悟志
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午後1時36分 開議

出席委員

委員長	菅原博文
副委員長	高橋武浩
委員	北林康司
委員	大関衛
委員	渡部英治
委員	薄井司

説明者

教育長	米田進
教育次長	太田政和
教育次長	眞壁聡子
総務課長	今川聡
警察本部長	森末治
警務部長	海江田達也
警務部参事官(兼)総務課長	佐々木恒
警務部首席参事官(兼)会計課長	阿部清喜

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、本委員会における付託議案に関する質疑は、終局したものと認めます。

それでは、付託議案について討論、採決を行います。

議案第206号、議案第207号、議案第224号及び議案第225号、以上4件を一括議題といたします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。

議案第206号外3件は原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

議案第206号外3件は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取り扱いについて決定いたします。

配付しています討論・採決案件一覧をごらんください。

まず、請願第2号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について」、請願第11号「高校生への給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について」、請願第22号「教育現場において、乳がんについての知識の普及・啓発を求める請願について」、請願第24号「国の教育予算を増やし「高校無償化」を推進するよう求める意見書の提出について」及び請願第25号「特別支援学校での児童生徒の障害の多様性に応じた最低限のガイドラインを設けることを国に求める意見書の提出について」、以上5件を一括議題とします。

請願第2号外4件の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」、「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と、採否を決めるべきとの意見がありますので、まず、継続審査とすることかどうかを、挙手により決定いたします。

請願第2号外4件は、継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

賛成者多数であります。よって、請願第2号外、4件は、継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第7号「秋田県高等学校再編整備計画の見直しの検討について」を議題とします。本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第7号は、継続審査とすることに決定して、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。請願第7号は、継続審査とすることに決定されました。

次に、請願第51号「私学助成に関する意見書の提出について」を議題とします。本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第51号は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。請願第51号は、採択すべきものと決定されました。

次に、採択すべきものと決定した請願第51号に伴う意見書案についてお諮りします。

意見書案を配付させます。

請願第51号に伴う「私学助成の充実強化等に関する意見書」について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。本意見書案を原案のとおり教育公安委員会提出の意見書案とすることとして、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

本意見書案は、原案のとおり教育公安委員会提出の意見書案とすることに決定されました。

なお、本意見書案の提出手続き等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、本意見書案の提出手続きについては、委員長に一任されることに決定されました。

次に、所管事項について閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時42分 閉会